

砥 部 町 議 会
平成 1 7 年 第 3 回 定 例 会
会 議 録

平成17年第3回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成17年9月12日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成17年9月12日 午前9時 議長宣告	
応招議員	1 番 山口元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 大野和博 13 番 中島博志 14 番 田室博志 15 番 平岡文男 16 番 山本典男 17 番 玉井啓補 18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の18名	
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職、氏名	町 長 中村 剛志 助 役 柳田 穂 収入役 佐川 秀紀 教育長 佐野 弘明 総務課長 明賀 徹 広田支所長 上岡 洋一 企画課長 藤田 正純 監理財政課長 松下 行吉 税務課長 武智 充吉 住民サービス課長 丸本 正和 民生こども課長 正岡 修平 生きがい推進課長 大西 潤 健康づくり課長 相原 宜紀 学校教育課長 松村 昇二 生涯学習課長 大野 哲郎 環境保全課長 日浦 昭二 商工観光課長 相田由紀夫 農林課長 西崎 悟 建設課長 萬代 喜正 下水道課長 東岡 秀樹 水道課長 辻 充則	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	9 番 栗林 政伸 10 番 土居 英昭	

平成17年第3回砥部町議会定例会

平成17年9月12日（月）

午前9時00分開会

○議長（田室博志） ただいまから、平成17年第3回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 行政報告

○議長（田室博志） 町長挨拶及び日程第1行政報告を行ないます。中村町長。

○町長 9月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。先週、心配されました大型台風14号は各地で大きな被害をもたらしました。9月5日の降り始めから9月6日の24時までの雨量は、砥部地区で157ミリ、広田地区で248ミリでありました。幸い本町におきましては、一部、落石の恐れや倒木によって一時的に道路が通行止めになる程度で、特に大きい被害は発生しませんでした。広田地区におきましては4世帯7名の皆様が自主避難をされました。台風といえば、8月末にアメリカ南部を直撃したハリケーンも極めて大型で、被災者は100万人に達し、負傷者も増え続けております。そしていまだに水没した状態が続いており、早期の復興を願う次第であります。近年、こうした大地震や大洪水などの自然災害が、我が国をはじめ世界各地で発生しております。しかも我々の想像を超える大災害をもたらしており、あらためて自然の驚異を感じずにはられません。21世紀は、環境と平和の世紀といわれスタートしましたが、ここにきて、紛争と自然災害の世紀になろうとしております。これまで、人類が便利さを求め、文明を追求し、無秩序に開発を続けてきたツケが今まわってきているような気がします。しかし、被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げなければなりません。

さて、突然の解散総選挙となりました衆議院選挙の激しい選挙戦も、昨夜終わりました。郵政民営化問題で激しく対立した今回の総選挙でしたが、新しい顔ぶれも出揃いまして、改めて日本丸の出航となりました。新政権には、ぜひ地方分権と新たな税源移譲により、地方が活力を取り戻す政治、そして国民が等しく幸せになる政治を期待したいと思います。また、選挙期間中は、議員の皆様もそれぞれのお立場でご苦勞をされ、お疲れのことと存じます。本日は選挙明けで何かとお忙しい中、ご出席をいただき、今日から16日までの5日間にわたり、重要案件についてご審議を賜りますことにつきまして、心から感謝申し上げます。

本町も、新町発足から8ヶ月を経過し、旧広田村と旧砥部町の一体化も着実に進んでおります。各種行政組織や民間団体、さらに町民の皆様のご理解・ご協力によりまして、様々な活動において連携した取り組みがなされておりますことは、本当にありがたく、合併の意義があったと感じております。しかしながら、まだまだ制度の違い、あるいは慣習・歴史風土の違い、さらに地理的な問題などもあり、完全な融合までには至っておりません。特に、国道379号が整備途中であり、地理的な隔たりを感じますが、今後

一層、国・県に対しまして、早期整備をお願いしてまいりたいと思っております。また、広田地区の皆様にとりまして、新しい砥部町民になって、急カーブ、急ブレーキによって乗り心地の悪い運転にならないためにも、安心できる激変緩和策を講じるなどの配慮が必要であると思っております。そして、合併特例が適用される10年間において、合併の効果・成果が、一層上がるよう努めてまいりたいと思います。現在、新町における行財政改革大綱を策定中ではありますが、地方交付税削減の速度は、想像以上に速く、厳しく、本町の改革もスピードアップが必要であります。年内に、大綱をまとめさせていただき、施設の統廃合や民間委託をはじめ、人件費の削減、補助金や負担金の見直しなど、真に必要なものを見極めながら、効率的な行財政を確立し、小さくともキラリと光る砥部町を目指してまいりたいと考えております。どうか、議員の皆様の一層のご指導・ご協力をお願い申し上げます。

それではここで、6月定例会以降の行政の概要について、ご報告申し上げます。まず、7月3日、そして10日の梅雨前線豪雨は、本町にも多大の被害をもたらしました。被災されました皆様に、改めてお見舞いを申し上げさせていただきます。その被害の状況ではありますが、7月3日は、住宅の一部破損が2世帯、住宅床上浸水7世帯、床下浸水27世帯、道路27カ所、橋1カ所、河川2カ所、水管橋1カ所であります。また、7月10日は、住宅全壊が1世帯、道路13カ所、河川1カ所が被災しました。さらに、農林業施設にも、多くの被害がありました。みかん倉庫・モノレール等崩壊7件、水田の流出や埋没1ha、柑橘類の被害4haなど、農家の皆様の施設や作物のほか、農道51件、橋梁2件、頭首工11件、水路8件、林道4件などあります。そして、この2度にわたる豪雨による総被害額は約3億円余りに達しております。これらの復旧には、全力を挙げて取り組んでおりますが、こうした豪雨が、当たり前の時代になっておりますので、その対策は緊急の課題になっていると認識をしております。

次に、8月1日の臨時会においてご議決いただきました、健康管理等情報連絡施設整備工事、砥部町公営住宅大南団地新築工事、及び総津地区農業集落排水処理施設工事は、それぞれ工期内の完成を目指して着手しております。また、学校施設の耐震診断業務につきましては、指名競争入札により、砥部中学校校舎・体育館耐震診断を840万円で、砥部・宮内・麻生の3小学校体育館の耐震診断業務は535万5千円で、いずれも株式会社四国建築設計事務所が落札しました。さらに、宮内小学校体育館倉庫渡り廊下新築工事は、指名競争入札により、有限会社藤原建設が1,039万5千円で落札し、9月末完成予定であります。同じく、宮内小学校の旧校舎撤去工事は、城東開発解体株式会社が378万円で落札し、8月末撤去を予定しております。これに伴って、放課後児童クラブの保育室を、本校舎内に移転いたしました。次に、とべ温泉改修工事ですが予定通り完成し、7月2日リニューアルオープンをいたしました。オープン記念として、7月15日までの2週間、ご来館の皆様いろいろな賞品が当たる抽選会を実施いたしました。

次に、改選後、最初の農業委員会の総会を7月27日に招集させていただきました。新しい農業委員会の会長には、委員互選によりまして、中村祥二委員が就任し、職務代

理者には岡田政雄委員が就任されました。有害鳥獣捕獲対策事業につきましては、カラスによる農作物被害が発生したため、捕獲申請がありこれを許可しました。結果、6月11日から7月31日までの間で、114羽が捕獲されました。また、イノシシについても、8月16日、箱ワナによる捕獲申請があり、これを許可しております。期間は8月19日から9月30日までであります。耕作放棄地の発生を防ぐため、農家集落の代表者に対しまして、6月から7月にかけて、延べ8日間、新対策への説明会および打合せ会を行い、現在集計しております。農業の担い手の確保・育成に向けた取り組みや、経営改善支援に取り組む農業経営者を県の協議会と連携しながら支援するため、6月17日、砥部町担い手育成総合支援協議会を設立いたしました。また、銚子ダム隣接の、合併記念の町民の森の愛称を募集しておりましたが、町民の皆様から90点の応募をいただきました。その中から、選考の結果、砥部町民の森「木楽里」に決定しました。漢字で木に楽しい里と書きまして「きらり」と呼びます。名づけ親は、宮内の寿野真美様でございます。

議員の皆様にご臨席を賜りました第1回砥部町消防団ポンプ操法大会は、8月21日、14分団298人の参加のもと、盛大に開催されました。各分団員の皆様には、雨の中ではございましたが、日頃の訓練の成果を如何なく発揮され、見事な操法を披露していただきました。

砥部町海外研修事業は、8月17日から26日までの10日間、選考された中学生10名と砥部中学校教員1名が随行し、オーストラリアにおきまして、学校研修、ホームステイなどを行いました。研修生は、異文化を体験するなど、国際的視野を広め、全員元気に帰国いたしました。

旧砥部町で実施していましたが「とべアート」の里・美と技の祭典」と旧広田村で実施していましたが「産業まつり」を統合し「とべ陶街道まつり」として開催することになりました。期日は、11月の第1土曜日と日曜日の5日・6日をメインにして、各種イベントを全町的に展開する計画であります。

次に、平成18年度から使用する中学校の教科用図書につきましては、伊予地区教科用図書採択協議会において検討し、推薦されたとおり教育委員会において採択されております。

以上、行政の概要についての報告を終わります。続きまして、今定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専決承認1件、報告2件、条例の制定・改正等の議案5件、17年度補正予算に関する議案5件、16年度歳入歳出決算認定12件について、ご審議をお願い申し上げます。議案の内容につきましては、いずれも順次詳細に説明させていただきますので、ご審議を賜り、ご議決、ご承認くださいますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

○ 議長（田室博志） これで行政報告を終わります。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田室博志） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番栗林政伸君、10番土居英昭君を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（田室博志） 日程第3 会期の決定についてを議題とします。おはかりします。本定例会の会期は、去る9月5日開催の議会運営委員会において、本日から16日までの5日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]  
○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月16日までの5日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長（田室博志） 日程第4 諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。
次に監査委員より、第2回定例会での報告以降、7月末日までの例月現金出納検査及び監理財政課、企画課、税務課の定期監査の結果について、良好であった旨の報告がありました。
また、本日までに受理しました請願及び陳情は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、9月16日の本会議でお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 研修報告

○議長（田室博志） 日程第5 研修報告を行います。まず初めに、産業建設常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。  
○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。私たち、産業建設常任委員6名は、去る6月27日・28日の2日間、万博の開かれている愛知県の瀬戸市において、同市の基幹産業である陶磁器業の現況と町づくりの実態を研修いたしました。早速、瀬戸市役所の産業課の職員から市の産業施設「瀬戸蔵」において、瀬戸市の現状とまちづくりの実態について説明を受け、愛知万博で同地域が活性化している反面、従来の瀬戸市の特産であった「瀬戸物」などの焼き物が停滞をしている実態の説明があり、従来の個性のない大量生産の「瀬戸焼」のイメージから脱却して、長い伝統を誇る焼物の町、また文化的にも個性的な「焼物の町」

のイメージを再構築する必要から、外国の有名な焼物都市との交流、焼物ミュージアム「瀬戸蔵」の建設、人材の育成施設、観光を目的とした各施設の整備や町並み整備などを行い、訪れても楽しい焼物の町づくりを目指しているとの職員の説明がありました。

従来、陶磁器の生産が中心で、観光には力を入れていなかった瀬戸市の姿勢に変化を感じました。同じ焼物の町だけに、2時間半という予定時間をオーバーし、我々からの質問にも、職員の丁寧な答弁や説明があり、お陰で有意義な委員会研修ができたと思います。また、この施設の見学を行いました。焼物の生産の様子や歴史の展示など、日本で最も大きな陶磁器の町だけにある、高度な工夫が凝らされ、昼食も登り窯をイメージした施設で焼物の町をアピールするなど、随所に工夫が施され、我が町の町づくりにも参考になるところがありました。これで、産業建設常任委員会の研修報告を終わります。以上。

○議長（田室博志） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） 去る8月17日～19日の間、厚生常任委員会の研修を、茨城県鹿島郡大洋村において実施いたしましたのでご報告いたします。大洋村は、茨城県の南東部の鹿島郡のほぼ中央にあり、鹿島灘と北浦に挟まれた鹿島台地の一角にあり、人口約1万2千人、県都水戸市までは50kmの位置にあります。気候は一年を通じて温暖であり、平坦な地形や豊富な水とあいまって、農作物の育成に適しています。ちなみに、大洋村の名称は、東部に太平洋を望むことに由来しています。平成元年、大洋村の村長に就任した石津政雄氏は、日本の高齢化が急速に進んでいる中、大洋村では既に15年くらい先行して高齢化が進んでいることで、将来、老人保険医療費が村の財政を圧迫する事が目に見えていることの認識から、平成元年を健康元年として、行政を中心に村民の健康づくりを基本テーマに置き、活動を開始しました。高齢化社会、老人医療の問題等の社会的背景を考慮し、また、大洋村の自然環境を活用した新しい健康づくりを標榜する施設づくり計画が立案され、平成2年度に自治省の地域づくり推進事業の指定を受け、「楽しみながら健康づくりを」をテーマとして健康増進施設「とっぷさんて大洋」が誕生しました。本施設は、温水プール、各種浴槽、健康相談室、トレーニングルーム、コテージ、陶芸小屋、加えて平成10年4月には「うんどう遊園」を増設、「医学」「スポーツ」「芸術」「自然」の有機的結合を基本コンセプトとし、21世紀の高齢化社会への布石、さらに健康づくりの拠点また観光レクリエーション基地として、地域の活性化を図るための施設を目指しています。また、高齢化社会への対応、老人医療費削減への戦略対策として、村内の各地区、各種団体に対して専門の運動指導員による運動生理学的根拠に基づいた運動指導及び健康教育活動を展開し、個々に合った健康づくりシステムの構築を目指しています。テーマとして、元気アップ貯筋のすすめとして筋肉トレーニングを基本にし、東京大学スポーツ医科学の指導チームをつくり、科学に基づいた健康づくりに取り組んでいます。大洋村のプロジェクトの考え方として、スポーツ予防医学により、個人の体力に合ったカルテを作成し、運動効果を測定し予防する。肥満者が多いため、生活習慣病の予防、寝たきり、脳卒中、転倒骨折、認知症、これらを予防するために、東京大学、筑波大学、順天堂大学合同のプロジェクトを立ち上

げ、健康づくりのモデル地域を目指しました。有酸素トレーニング、筋肉トレーニング、大腰筋トレーニング等を組み入れ、保健士、栄養士、インストラクターチームを作り、各地区の集会所に出向いた出前指導を行い成果をあげています。その結果、医療費削減で大きな実績をあげています。ちなみに、大洋村の老人医療費は1人あたり約41万円。全国平均では1人あたり80万円。もし、全国平均の1人あたり80万円が大洋村の41万円になると、全国で年間5兆5千億円の削減になります。人口300万人の茨城県の年間予算が約1兆円。これをみても大変な削減であると思います。今回の研修は、今後ますます増大する介護保険料、老人保険医療費をいかに削減するかの答えを見出すため、大いに役立った研修であったと思います。砥部町においても、今後急速に高齢化が進んでいきます。財政を圧迫するのも目に見えています。身近にできる事業から1日も早く取り組む必要があると痛感し、大変意義のある研修ができたと思います。以上、報告を終わります。

○議長（田室博志） これで研修報告を終わります。



#### 日程第6 一般質問

○議長（田室博志） 日程第6ただいまから一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、質問要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますようお願い申し上げます。議員各位のご協力をお願いします。それでは、議席順に質問を許します。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 皆さんおはようございます。4番 土居美智子でございます。質問に入ります前に、台風14号により犠牲になられました方々のご冥福をお祈り申し上げると共に、被災地の皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げたいと思います。では質問に入ります。戦後の救貧対策から出発した日本の社会福祉制度は、行政が管理するいわゆる措置制度から、利用者がサービスを自由に選択する制度へと大きく変わりました。また、介護サービスを提供する業者には競争意識を養いました。2000年から始まった介護保険制度は、介護予防重視を盛り込んだ改正介護保険法が成立し、今まさに大きく様変わりしようとしています。砥部町においても旧広田村との合併により、保険料の変更が余儀なくされ、旧砥部住民にとっては値上げとなりました。この上に、養護老人ホーム等施設入所者からも徴収するホテルコストの負担は、早速この10月から始まります。このホテルコストは、光熱費、水道費、施設の減価償却費、食費等の実費をいいます。新介護法の大きなポイントは、1 新予防給付の導入、2 地域包括支援センターの設置、3 地域密着型サービスの創設と、10月から始まるホテルコストの徴収です。介護保険の財源は大きく分けると、保険料で50%、税金で50%であり、町が徴収する第1号被保険者の保険料は、町の介護保険サービスの総事業費の18%を負担することになっていると思います。そこで、質問いたします。一つ目、第1号被保険者の保険料は、全国平均で3,293円です。砥部町は18年度の4・6・8月の3期分の介護保険料を第1号被保険者に知らせていますが、この金額は何を基準に



して算出されましたか。この金額に過不足がある場合は、どのように対処されるのでしょうか。二つ目として、今後ますます高齢人口が増大し、サービスを利用する人口も多くなります。一口に高齢者といってもその所得は多様です。低所得者への対応をどのように考えておられますか。三つ目として、保険料の平準化を求めて努力するのは保険者の役割と思いますが、どのような対策が考えられますか。四つ目、地域包括支援センターの取り組みはどうなっていますか。スタッフの人は進んでいるのでしょうか。五つ目、地域密着型サービスはどのように考えておられますか。六つ目、今回の法改正は保険者である自治体の立場も強化されました。真剣に人材育成に力を入れ、取り組まなければならないと思います。どのように考えておられるかお尋ねします。以上、介護保険につきまして6点、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

次に、3月に名古屋で起きた女兒暴行事件の容疑者が、母子家庭で低年齢の女兒がいる家庭をリストアップするために、住民基本台帳の大量閲覧を利用していた事が判明いたしました。住民基本台帳法第11条は、何人でも4情報を閲覧できると規定しています。4情報とは、氏名、生年月日、性別、住所です。砥部町においてもダイレクトメール用に大量閲覧が行われている様子です。悪徳商法による利用や、ドメスティックバイオレンスいわゆるDV、ストーカー被害の保護の観点からも、住民基本台帳の大量閲覧は問題視されています。国でも、個人情報保護の観点から見直しをしている模様です。国より先駆けて、住民基本台帳の閲覧の規制に関する条例を制定、執行されてはどうでしょうか。町長のご答弁をお願いします。

三つ目として、広報とべ9月号には、子育て支援の記事が特集されておりましたが、子育て支援についてお尋ねいたします。私が少子高齢化という言葉を目にした始まりは、合併問題が表面化した平成13年頃かと思います。人口減少の背景になっている少子化は、女性の出生率の急激な低下によるものです。既に半年で、人口が3万人減少したとの発表もありましたように、推計よりも早いスピードで減少が始まっています。人口の減少は労働力人口も減少することです。これによって何が心配かグループで討議したことがあります。その時にいろいろな意見がでました。一番は、外国からの労働力の輸入。そのことによる治安不安でした。ではどうするか、みんなで考えた結果は、女性や高齢者の就職支援でした。仕事を続けられる環境づくりが大切との結論でした。子育て支援ニーズは、現代の一般家庭の子育てが孤立し、不安定化していることにより生じているものです。ここに、1997年の資料ですが、3歳児未満の育児の実態を母親を対象に調査した資料があります。少し紹介したいと思います。「自分は子どもをうまく育てていると思うか」という質問に対して、「そう思う」は4.5%。「あまり思わない」「全く思わない」を合わせると、31.8%。残りは「まあこんなものだろう」という形で63.3%。残りの0.4%は不明となっております。また、友達遊びの人数では、「ほとんどいない」と「1人」を合わせて全体の35%です。また、「この一週間に近所の遊び友達と遊んだ頻度」は、「ほとんど遊ばない」「一週間に1回か2回」を合わせて、48%にもなります。「子どもを叩いたり、叱ったりした後の気持ち」を尋ねると「なぜこんなことをしたのか後悔する」「自分は母親失格ではないかと思う」「すまな

いと思うが、怒った後はすっきりする」合わせて25%にもなります。このような結果から、子どもをうまく育てている実感の乏しさ、近所に遊ぶ友達さえいない孤立状態、叩いたり叱ったりすることの母親の心理的不安定の存在を読み取る事ができると思います。子育て不安のニーズを深く把握し、親子を丸ごと受け止めるグループ保育が必要といえます。砥部におきましても、幼稚園、保育所におきまして、園を開放している様子ですが、幼い子どもを連れて行くことさえできない親子の場合、どうしても家にこもりがちになります。地域の公民館の開放、紙芝居、読み聞かせ等の巡回、合わせて図書の特貸出し対策など、必要とする地域に出向いていく子育て支援が必要ではないでしょうか。お母さんたちが安心して子育てができる環境は大切な問題です。町長のお考えをお願いしたいと思います。終わります。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居議員さんのご質問にお答えをいたします。まずはじめに、平成18年度の介護保険料については、学識経験者や福祉、医療部門、1号・2号被保険者の代表、及び住民代表の方々による10名により構成されております、介護保険事業計画等策定委員会で審議され、町議会の議決により決定されるものであります。ご質問にありました平成18年4月・6月・8月の年金から徴収される特別徴収分の仮徴収についてでございますが、これは、保険料の決定通知を税の確定後、平成18年の6月に行うのですが、このときにはもう既に、4月分が徴収が済んでおります。町としましては、被保険者に4月・6月・8月の3期分についての徴収予定額を前もって仮通知をしているものでございます。この保険料の算出基準でございますが、平成17年度2月分の保険料を徴収予定額として通知させていただいております。平成17年度2月分が基準となっております。また、この保険料に過不足が生じた場合については、10月分以降で調整をさせていただくということです。10月そして12月・2月この3回の分で調整をさせていただくというふうになっております。次に低所得者対策でございますが、介護保険法の改正により、利用者負担の公平性を図るため、施設給付の居住費と食費が平成17年10月1日から自己負担となります。これによりまして、低所得の人の施設利用が困難とならないように町に申請をしていただき、所得に応じた負担限度額までをご自分で負担していただき、基準費用額との差額は介護保険から給付するようになっております。また、高額介護サービス費や社会福祉法人等利用者負担軽減制度等を活用してまいりたいと考えております。次に保険料の平準化への対応策でございますが、いかにして要支援・要介護にならないかであり、要介護の悪化を防止するのが大切だと思います。まず前者ですが、18年4月1日施行介護保険法改正に伴い、介護予防に重点を置いた地域支援事業を、健康づくり課とのタイアップにより実施し、要支援・要介護状態になることを予防しております。後者については、新たに予防給付を平成19年度から実施し、要介護の悪化防止に努めていきたいと思っております。これらの事業の強化を図ることによって介護給付を抑え、保険料の高騰を抑えていきたいと考えております。その具体的なメニューについては、介護保険事業計画等策定委員会で審議され、平成17年度末までに策定されることになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

ます。次に、地域包括支援センターの取り組みについてでございますが、この件についても、介護保険事業計画等策定委員会で審議され、伊予地区介護認定審査会との連携も考慮し、遅くとも平成19年度から実施していきたいと考えております。また、スタッフの配置等につきましては、策定委員会の答申を見て検討していきたいというふうに思っております。次に地域密着型サービスですが、このサービスは、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、30人未満の介護老人福祉施設、30人未満の小規模介護専用型特定施設、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護がありますが、いずれも町長に指定、指導監督権限が与えられるものであります。本年7月の第1回介護保険事業計画策定委員会において、生活圏域を砥部町全域で、地域密着型サービスの給付を見込むことになっております。どのサービスを選択して実施していくのかについては、今後策定委員会で審議される予定であります。次に人材の育成についてですが、議員さんのお見解のとおり、今回の介護保険法改正により、保険者である町の立場も強化されております。専門的知識が要求されているわけでございます。これに対応するため、各種専門的な研修への参加、資格の取得を通じて、職員のキャリアアップを図っていきたく思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、住民基本台帳法大量閲覧規制条例についてのご質問でございますが、ご案内のとおり、住民基本台帳により、「何人でも、氏名、生年月日、男女の別、住所の4情報の閲覧を請求することができる」と議員さんのおっしゃられたとおりでございます。この制度を悪用した深刻な犯罪が起こったことにつきましては、非常に心の痛むところでございます。砥部町におきましても、ご指摘のとおり、ダイレクトメール用に大量閲覧が行われておりますが、不特定多数の住民に係る閲覧につきましては、請求事由を明らかにさせるため、請求者の法人登記やプライバシーポリシー、調査や案内等の概要が分かる資料、誓約書などを添付させ、事前に審査したうえで閲覧をさせております。閲覧の方法は、パソコンの画面上や世帯全員の名簿ごと閲覧させるのではなく、家族構成などが容易に推測できないよう、生年月日順などに並び替えて、必要最小限のデータのみを紙に打ち出し、閲覧をさせております。また、ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等の被害者から申出があった場合は、閲覧の対象から外すことができるようになっております。さて、議員さんご指摘の条例の制定でございますが、4情報は、個人情報であり、保護すべき情報であると認識しております。個人情報保護制度と住基閲覧制度との取扱いに隔たりがあるということ。この問題について、早急に是正すべき課題があると考えております。どこまで閲覧を認めるかということにつきましては、この制度の根本にかかわる問題であります。自治体の裁量に任せるということではなく、全国共通の基本的ルールをつくることが重要ではないかと思っております。住民基本台帳事務そのものは、市町村の自治事務ということで、各自治体で独自の判断で条例や要綱をつくっていくという動きがございますが、法治国家である以上、法律で決めたほうにまず動くというのが本来の姿であると思っております。また、現行法の下で、条例を制定しようとしても、違法になるということも考えられますので、若干私どもの躊躇しているところがあるのが現状でございます。ただ、自治体としても法改正を漫然と待

つのではなく、地方議会や全国連合戸籍事務協議会などから、総務省に対して、制度改正を求める意見書や要望書が提出されております。このような状況でございますので、国においても「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」を開催し、閲覧制度を存続させるべきかどうかなど、そのあり方等の課題について、有識者による専門的な検討が行われております。この秋には検討結果が出てくるのではないかというふうに予想されております。基本的には、法改正の早期実現を期待しつつ、この動向を注目しながら対応していきたいと考えております。今後におきましても、住民の個人情報を最大限保護するために、制度運用に真摯に向き合い、厳格に対処していきたいと考えております。

続きまして、3点目のご質問でございますが、子育てをする上において、何らかの悩みや不安を持つことは、親として誰もが経験することであると思います。多くの場合は、家族や友達、地域社会の中での協力や情報交換などを通して、解消されているのではないかと思います。しかしながら、核家族化の進行や地域コミュニティの衰退等により、悩みや不安をうまく解消できない親御さんが増えているというのも事実であると思います。そのためには、この悩み相談を公的な受け皿として、公でやっていかなければならないと考えています。現在、先ほどもご指摘いただきましたように、町内の保育所や幼稚園では、週1回の園庭開放を行ったり、そしてまた、育児相談についても応じております。子育て中のお母さん方にも、ぜひとも気軽にご参加をしていただき、交流や子育て相談、情報提供などを行なう、そしてまた、この会に積極的に参加をしていただきたいと思っております。また今、総合公園におきまして、子育てつどいの広場「ぽっかぽか」も週2回実施されていますので、ぜひともこれにもご参加、ご利用いただきたいと考えております。なお、諸事情により外へ出向くことが困難な方、この方につきましてご質問いただきましたが、これからは、行政が積極的にやはり関わっていかなければならないと考えております。そのためには、育児支援を目的とした家庭訪問の実施についても、今後検討していきたいと思っております。各地域での子育て支援については、それぞれの地域によって事情も異なります。自分達の地域ではどのような子育て支援が必要なのか、その支援のために地域住民はどういったことができるのか、また、どのように行政が手助けをすればよいのか、それぞれの地域のご検討もしていただいた上で、また町へもぜひともいろいろな提案をいただければと思います。また、図書館においても、子どもの読書環境の向上のため、様々なサービスを行っているのはご存知のとおりでございます。読み聞かせをしたり、そしてまた、読書の習慣づけをしたり、そして親子のふれあいの時間を作るための手段として、いろいろな普及活動や機会の提供を図書館でも行っております。特に最近では、母親と幼児のコミュニケーションを手助けする役目が期待されていますので、図書館では保健センターと協力して、ブックスタート事業を手がけたり、ボランティアが中心となって運営しております、未就学園児とその親を対象にした「にこにこほっぺのおはなし会」などを行っております。その他、子育てつどいの広場での読み聞かせや、学校・幼稚園等でのおはなし会などに図書館司書やボランティアを派遣して、その普及を図っているところであります。現在問題となって

いる孤立しがちな親子の支援としては、やはり同世代の同じような環境の方が集まっていろいろ話し合う場所、こういうのを作っていかねばならないと思っておりますので、我々としてもそういう活動に対して、支援と協力を進めていきたいと思っております。また、地域の集会所について、行政区単位で管理していますが、本来地域の子供達は地域ぐるみで育てることが大切であり、公民館を中心にして地域の支援をするため、分館長会を通じて情報交換を行っております。図書長期貸出制度は、開館当初より実施しており、登録した団体に対して1回100冊、120日間の貸出を行っております。現在、児童クラブや学校・幼稚園など15団体が登録しています。以上で、土居議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 第1号被保険者への18年度の予告というんですかね。徴収の予告の件なんですけれども。やはり手元に届いた方は、なんで1年前にこんなものが来るのと思えますよね。17年度の方であれば皆さんわかると思えますが、おそらくこれは4月か5月頃に手に入ったものと思えますけれど。また、不明な点についてはですね。県の方に問い合わせるような文面も一緒に書かれておった様子です。生きがい推進課の方と話をしたこともあるんですけれども、やはり横の連携といいますか、税務課だけじゃなくて、横との連携、その算出するものが、どこが元手になるかという、そこらの横の連携がうまくできてないんでないかなど。やはり1年前に予告をしなければならぬのであれば、それなりの文面が読みとれるような文章が記載されておるべきであろうかと思えます。別にこれが誤りであるとか、ないとか、そういう問題を言っているんじゃないんですけれども、なぜ今こんなに早く18年度のお金が確定されるのと、これが一般の方の不思議ということなんです。先ほど町長の答弁にもありましたように、18年度の金額は17年度の2月の徴収金額を元手にとという話でした。それだったら非常に早い通告書になろうかと思えます。これらについて誤解がないように、これから先も改正、改正のたびにこの通告書が出されるのであれば、誤解がないような文面を記載されて、配出されるべきではないかと思えます。介護保険を圧迫している原因はですね。要介護者の増大と重度化というのがあります。2000年の4月末で291万人であった要支援者が、2003年には、91%も増加しまして555万人。同じく要介護1の551万人が、115%も増加しまして1,182万人と急激に増加しまして、要支援だった人が1年後には50%の人が重度化し、また、要介護1の人も1年後には35%の人が重度化していると、このようなデータが出ておまして、介護保険費を圧迫していることは間違いなく思えます。また、介護保険施設を多く抱えている自治体、特に小規模の市町村では介護保険料が高騰しています。介護保険料の市町村格差の問題につながっていくと思えます。ちなみに、保険料の最高額は北海道鶴居村の5,942円、最低は山梨県秋山村の1,783円。格差がなんと3.3倍になっております。先日の講演にもありましたように、砥部町は県下でも一番の高齢化の町となるようです。保険料が上がれば、低所得高齢者の保険料の減免が、本当に大きな課題になろうかと思えます。現在の保険料減免の実態や、今後の対応について、先ほどご答弁いただきましたが、も

う少し詳しく聞きたいと思いますので再度、説明の程をお願いしたいと思います。また、包括支援センターも条例により、確かに2年の延期はできるようですけれども、ちょうど3期の介護保険料事業計画の年であり、新しい市町村整備計画により、交付金を得ることができるようになっておりますけれども、これらの企画の制限月日というんですか、おそらく10月くらいかなと思っているんですけれども、交付金をいただけるまでに間に合うような、包括支援センターの市町村整備計画というのはいかなるのでしょうか。また、地域密着型サービスの中では、夜間対応型訪問介護を大きな問題と考えております。住民の皆さんは24時間の介護システムが誕生すれば本当に安心して生活ができることと思います。既に導入している自治体もあります。最初は真似からでもいいと思います。施設に出向き、早手手がけるべきではないかと思いますが、町長のご所見をお願いします。大切な事ですが、事業者を指定する際、市町村は意見を述べることもできます。介護サービス事業者に施設情報の開示を義務付け、介護施設への立ち入り調査が認められることとなります。虐待や手薄なケア、また、介護報酬の不正受給など、今まで不透明だった部分をしっかり監視し、不適当な業者の淘汰を促す重大な役目が加わります。もちろんケアマネージャーへの支援もしなければなりません。しっかりした知識と確かな目が要求されます。町長は、これらを推し進めていくための人材確保をどのように考えておいでになりますでしょうか。お尋ねいたします。

次に、住民基本台帳の閲覧の件なんですけれども、砥部町の住民基本台帳の閲覧に関する規定の中の第1条、目的の項で町民のプライバシーの保護を図るとともに、適切円滑な事務処理を云々と書いてあります。このプライバシーの保護というのは、どういう時のことをいうのでしょうか。具体例を挙げてください。また同じく、第7条5項において、プライバシーの侵害又は差別的事象につながるおそれがあると認められた時は、閲覧等の請求に応じないとあります。これは、先ほど町長が説明されました、申請者に身分を明らかにする書類を提出させるということになるのでしょうか。また、閲覧を請求するとき、具体的な理由を申請書に記入するわけですけど、よほど挙動不審者であるとか、あるいは、普通で考えられない理由であるとか、身に余ったものであれば、問いただすこともできるのではないかと思いますけれども、ただ、普通の理由であれば、なかなかそれが悪徳であるとか見抜くということは、非常に難しいかと思えます。これらの条例の中で、やはり細かい決め事があれば、10人が対応しても十人十色ではなくて、十人一色の対応ができるのではないかと思います。例えば、DVの被害者本人が閲覧の拒否を申し出た際や、またはストーカーやダイレクトメール業者からの大量閲覧等を拒否する項目を設定すれば、誰が対応しても同じ対応ができるのではないかと思います。国のほうも動いておりますが、先ほど町長答弁の中で、法律に従っていくべきであるというようなご回答があったと思いますけれども、やはり町民のプライバシーを守るためには、条例の策定が必要ではないかなと思いますので、改めてお尋ねしたいと思います。以下の分は、質問ではないんですけど、長野県で行った住基ネットの安全性の結果が出ておりましたので、一言添えておきますと、もちろん調査方法にもよりますが、住基ネットよりも庁内システムの方が、はるかに個人情報漏れやすいと、リスク

が大きいということがわかったという情報が報告されております。これから先、いろいろな人の出入りの中、私たちは十分にそれらの監視ができるようなシステムに持っていくべきでないかなと思っております。

子育て支援のことですけれども、平成2年9月に新エンゼルプランに加えまして、少子化対策プラスワンが策定され、その中の「子育てしているすべての家庭のために」の中で、子育て中の親が集まるつどいの場づくり、子育て支援相談員による支援情報の発信、

○議長（田室博志） 簡潔にお願いします。

○4番（土居美智子） はい。小学校区単位でのこどもとサービスをつなぐ子育て支援委員会の設置等々が書かれております。また、子ども子育て応援プランの中でも、目指すべき社会の姿として、全国どこでも歩いていける場所で、気兼ねなく親子が集まって相談や交流ができる場を目指す、と書いてあります。もう一度町長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいま、土居美智子議員さんから再質問いただきました。非常にたくさん言っていただきましたので、メモは一生懸命取りましたけれども、一部足りないこともあるかと思えます。また、担当の課長よりも答弁をさせていただきたいと思えます。まず、保険料の徴収についてでございます。それと手法の問題だと思うんですよ。この手法そしてまた、手続きの問題、その中に今、土居議員さんがご指摘されたように、2月の保険料で4・6・8月までをなぜ徴収するのかということだと思います。やはり前年度にいくらだったかという確定もございまして、そしてまた、手法的にその手続きができるのかどうか、その辺もですね、内部で十分検討していきたいと思えます。そしてまた、文言についてもですね。私も正直なところ、全部を把握しておりませんので、その点についても私自身が読んで検討していきたいというふうに思っております。それから、介護保険の拡大でございますが、施行されてから6年近くなりますかね。あ、4年ですか。その中でですね。本当に多くの方が介護の制度を利用されております。利用される方が多いということは、この制度が非常に重要であるというふうに思いますが、反面、非常に財政を圧迫していることも事実であると思えます。ということで、先ほど厚生委員会の方に、大洋村へ視察もしていただきました。元気なご老人の方、そしてまた、介護の必要のない方を早く作る、そのためには予防が必要であるということだと思います。そういうことで、これからはもちろんそういう面について、いろいろな政策を講じていきたいと思えますし、皆さん方からお話いただいたことを参考にして、砥部町型のこれからの介護予防に向けて努力していきたいと思っております。それから、夜間対応型の訪問介護でございますが、夜間ももちろん介護に訪問していくということは、介護を受けられる方にとって非常に有益であると思えます。まだ、いろいろな制度もしていかなければなりませんし、これから、それに対する問題点、経費の問題も含めて考えていきたいというふうに思えます。それから、町にいろいろな権限が加わるということで、専門的な知識をどのようにして具体的にということではありますが、これについて

は先ほど答弁させていただきましたように、やはり研修に参加させるとか、資格を取らすとか、そういうことを地味にやっていかなければレベルアップは望めないし、キャリアアップも望めないというふうに考えております。やはり、そのことについては魔法はないというふうに思っておりますので、ひとつひとつ階段を上らせてやっていきたいというふうに思っております。

それから、個人情報関係でございますが、条例の制定が必要であるということでございますが、これについても先ほど私が申し上げましたように国の法律との関係もございまして、そのへんも踏まえながら両方を検討していくのが私はいいのではないかと思います。また、具体的にしているいろいろな条項を書いておけば、それに対応できるのではないのかというふうなご質問もあったかと思いますが、これについても、やはりひとつひとつマニュアル化していくというのが大切であろうと思います。しかし、画一的に全部対応できるというものではございませんので、その辺は職員のレベルアップを図って、職員がマニュアルを基にして、その時その時に対応できるような職員に育てていきたいというふうに考えております。あと、足りない点につきましては、担当の課長の方より答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 土居議員さんの質問にお答えいたします。保険料の通知が早すぎるという件でございますが、これにつきましては、保険料につきましては、税務課の保険税係が徴収しております。その関係で、税務課の各関係の通知と同時にこの通知をするものですから、少し早くなっておりますのでよろしくお願いいたします。そして、地域支援センターの取り組みと地域密着型サービスの関係についてでございますが、今回の法改正につきましては、介護施設の先ほど土居議員さんも申されましたように、介護施設の給付の見直し、そして介護予防の重視が主な改正点でございます。これにつきましては、地域包括支援センターの取り組み、地域密着型サービス事業につきまして、介護保険事業計画策定委員会というのがございまして、これで十分審議していただきまして、なるべく早く実施できるよう心がけたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） それでは住民基本台帳の大量閲覧規制条例の関係で再度ご質問があった件でございますが、まず本町で定めております事務取扱い規程第1条の町民のプライバシーということがどういうことなのかという点と、それから7条の5号であります。プライバシーの侵害又は差別的事象につながるおそれが認められるときには、当該請求に応じないものという規定に関してでございますけれども、まず町民のプライバシーの第1条の関係につきましては、これは、ご案内のとおり法律で認められているということでございますが、その法の範囲を超えるものということで私としては考えております。ちなみに、7条の5項の絡みもでございますけれども、これにつきましてもまず、目的でございまして、不当な目的というのが重要になろうかと思っております。これにつきましては、自治省の方の通知がございまして、概略だけ申しますと、具



体的な例としては、一定の地域の住民名簿を作成するおそれがある場合ということでございまして、住民名簿を作成して、これを不特定多数の者に頒布・販売するような行為を行うおそれがあると認められる場合の請求ということが書かれてございます。ただ、土居美智子議員さんご指摘のとおり、これを書面のみでそうかどうかということについて、軽視的な審査で判断できるのかということもございます。そのために、個人の分については、免許証とか見せていただいておりますが、大々的にやられる場合というのは通常法人が請求してきます。そのためには、先ほど町長の答弁にもありましたように法人の登記簿謄本、それから実際にメールとして送る中身、入れ物、何を入れるのかについて全部、事前に提出させております。これは随分抑制に効果があるものと考えておりました、仮にそれと全く違うものを入れるということにつきましては、罰則等もかかるものと考えております。それから、なお、条例で砥部町独自という話もございますけれども、実際に全国的に市町村で事務的に使っております窓口事務質疑応答集というのがございます、これにつきましては、Q&A なんですございますが、今回似たような事例でいきますと、ダイレクトメールを郵送するためという請求があった場合ですが、これにつきましては、送付を受けたものに、不快感を与えるかどうかをその用途から判断するのは困難であり、拒否できないというような Q&A が示されております。こういう Q & A があるためになかなか一歩踏み込めないというのが現状でございます。いずれにいたしましても、国の動向を私としてはかなり期待してみていると、それからさらに厳格な運用の仕方ということを職員一同気をつけてまいりたいと思っておりますのでご理解の程をよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） きめ細かなそれぞれの地域における子育て支援ということでございますけれども、砥部町でも現在、9月号の広報にも載せておりましたように、いろいろな形で子育て支援を行っております。子育てつどいの広場でございますとか、おしゃべり恐竜クラブというようなこと、また、広田地区におきましても、特老ひろたを解放しまして、育児サークル等を行っております。また、児童館・保育所さまざまな形で、こういった支援を行っておりますので、こういった事業を有効に活用していただきたいというふうに思います。また、それでそれぞれの地域で、例えば集会所等を利用した子育て支援ということにつきましては、町長のご答弁にもございましたように、それぞれの地域で子育てに対する要望また重要度、内容等それぞれ違うと思いますので、それにつきましては、それぞれの地域でご検討いただいて、行政としてどのような手助けができるのか、そういったニーズに基づいて検討をしていきたいと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 正岡民生こども課長。

○4番（土居美智子） それぞれからご答弁をいただきました。まずは、介護保険の問題なんですけれども、町長が言われました職員のレベルアップには、あくまでも研修を活かしたいと、この気持ちは本当に大きく買いたいと思っておりますし、地域包括支援センターの方は、もう11月から順次行われてるようですけれども、専門職の研修が始まるよ

うに思うんですけども、ここら辺りの計画はどうなっているのかと、順次行いますと書いてありましたので、私もこの順次がどういうふうなものか、県が巡って回ってくるものなのか、あるいはこちらから中央さんに出向いて行く研修なのか、ということをお自身が全く把握しておりませんので、強くは言えないんですけども、もう既に11月からは専門職の研修が始まるということなんです。市町村の整備計画を策定することによって、交付金を得られるんじゃないかという文面も読んだんですけども、ここら辺りのところを聞いたかったわけなんですけれども、先ほど言いましたように、どちらにしましても介護保険は、非常にこれからしばらくの間は厳しい状況が続くと思います。町長に質問しました、低所得者問題あるいは保険料の平準化の中で、今、保険料の徴収が5段階になっているかと思えますけれども、それを6段階にしてみるというようなお考えはないのでしょうか。改めて伺いたいと思います。

それから住民基本台帳の分なんですけれども、私も多少そういうプライバシーに関係するような仕事をサラリーマン時代やっております、本当にいかに大切かということをお身にしてみても、私もお客様に怒られたこともあったり、あるいはお客様のわがままもあったりとかありますけれども、本当に大切な仕事だと思います。最後は変わりましたが、最初の電電公社の頃には、原簿と私たちは仕事上言っておりましたけど、お客様のユーザーの資料は紙原簿、いわゆる紙でできたものでしたが、今のようなIT時代が来るなんてあの当時考えておりませんでしたし、大量に簡単に名簿が出せれると、あるいはそれを売買する、印刷できる、こういうふうなことは考えておりませんでしたから、出された書類には何の疑いもなしに、住所、氏名、電話番号、あるいは家族構成まで全て書き込んだものでございますけれども、今、私たちがある会合をしよう、会員を募ろうとした時には、それなりの条項、これは何のために使うか、あるいは住所の記載についてはですね、かまわない人だけ書いてくださいよと、そういうふうに個人情報については非常に気を使って進めておかなければなりません。法的な規制もありますから、大変難しくなっておりますけれども、砥部町におきましても既に新聞等で報道されましたように、広報とべの中で、お悔やみ・おめでたの欄はもう掲載しませんよということは4月号か出されておるかと思えます。このように個人情報というのは非常に大切な問題でありまして、やはりひとつひとつの阻止をするための条項、条例というのが必要ではないかと思えますので、改めて質問したいと思います。

子どもの子育ての分なんですけれども、私、この質問書を書いた後に、この砥部町次世代育成支援行動計画というのを読まさせていただいたんですけども、やはり、その中で、集いの場っていうのがまだできてないって書いてあったんじゃないかと思うんですけども、やはり歩いて行けるところに、親子がいつでも立ち寄れるところがあるということの大切さというのは、お金の問題じゃなくて、公民館、先ほども地域で地域でというお話もあったんですけども、やはりそこら辺りは、区長さん、公民館の館長さん辺りとの話しの場であろうかとも思うんですけども、いつでも自由に使えるような場、あるいは多少そこに子どもたちの遊べるものが置かれているような場があれば、別に難しい場はいらないと思っておりますが、そこら辺りの考えをもう少し聞かせてい

ただければと思います。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居議員さんからご質問ですが、まず研修の関係ですが、11月からあるということでしたんですが、この件については私はまだ把握しておりませんので、後で担当の課長より答弁をさせていただきます。それと、保険料の平準化で5段階を6段階にしたらということですが、5段階と6段階、どのようにして分けるかという資料もございませんし、ここで、5を6にせよ、5を7にせよと言われても、私自身は今ここで答弁できません。そういうことですので、また、土居議員からですね。ご高説をお聞きしてですね。検討をしてみたいと思います。その辺りで5を6がいいのか、5を7がいいのか、また、反対に4のほうがいいのかわかりませんので、ご答弁にはなりませんけど、そういうことをお願いしたらと思います。

それから、個人情報の条例が必要ではないかということですが、これにつきましては、先ほどもいいましたように、マニュアルで対応させていただいて、やはり国が定めるものに沿ってやっていくのが私はいいと思っております。その点についても、ご理解いただきたいと思います。

それから、子育て支援でございますが、今月号の町報の一面を子育て支援に割かせていただきました。これについても、役場の中におきまして、一面の記事としてこれはどうかという議論もしたわけですが、やはり、子育てはこれからも大切な仕事であるという認識を私も十分持っております。そういうことで、一面に取り上げをさせていただきました。決して、子育て支援をおろそかにしているわけではありませんので、この点についても、これからも十分に配慮をしていきたいと。そしてまた、自由に使える場所等につきましても、上のぼっかぼか広場についても、いつも後片付けをして帰って、また来た時に敷くという話も内部でありまして、それについても、その後使わないのであれば、そのまま置いて帰って、次にそのまま使えるようにしてあげてほしいとか、そういうことも話しております。また、地域の公民館においてという話もございますが、これについてはまだ、人の問題等も解決しておりません。そういうことでこれからの課題であると認識しております。

○議長（田室博志） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 土居議員さんのご質問にお答えさせていただきます。職員の研修でございますが、11月に予定されておることだったと思いますが、介護保険はこれからいろいろな事業、いわゆる仕事が増えてきます。ですから、仕事が増えるたびに職員を増加するわけにはいきませんので、現在の職員をもって、各種研修への積極的な参加、そして資格の取得に努め、現勢力で対応したいと考えております。

そして、5段階が6段階という関係でございますが、これは所得に応じた保険料の関係だと思っておりますが、現在、所得に応じて無理な負担とならないように5段階でやっておりますが、今回の法改正におきまして、6段階が国によって検討されておりますので、国の決定を待って実施していきたいと思っております。

○議長（田室博志） 以上で土居美智子君の質問を終わります。ここでしばらく休憩を

いたします。再開は午前10時40分の予定です。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（田室博志） 再開をします。5番中村茂君。

○5番（中村茂） 5番中村茂でございます。私は次の2点について質問をいたします。まず第1に、AEDの導入についてであります。現在、松山市をはじめ、全国的にAEDすなわち、自動体外式除細動器の配備が進んでおります。AEDは、心臓突然死を未然に防ぐために、心疾患患者に電気ショックを与え、機能回復を図る救命医療機器で、操作方法は、電源を入れ、音声案内に従って電気ショックのボタンを押すだけのものでございます。機器が、自動的に電気ショックが必要かどうかを判断するので誤作動もなく、一般の人でも安心して使用ができます。松山市の場合、昨年一年間で、心肺停止など心配蘇生法を行ったケースは278件に上っています。このうち、既に高規格救急車に搭載されていたAEDを使用したのは33件でありました。心筋梗塞や不整脈は1分経過するたびに約10%ずつ救命率が低下します。患者が倒れてから3分以内にAEDを使えば、70%以上の方が助かるといわれております。AEDによる一刻も早い処置が生存率の向上や社会復帰におおいに貢献できると言われています。今年、夏の高校野球や愛知万博会場に設置され、多くの命が救われたと言われています。昨年7月の厚生労働省の通知で、電気ショックを与えて救命するAEDの使用が一般の人にも認められ、松山市消防局は、普通救命講習と上級救命講習でAEDの使用の実技などを盛り込んで実施しております。昨年一年間で約6,500人が受講しており、迅速かつ的確な応急手当ができるように取り組んでおります。砥部町においてもAEDの運用をスタートさせるべきだと提案をいたします。いつ、どこで、誰が突然に倒れるか予測できません。万一に備えた救急対処の整備、拡充は町民にとって安心です。まず、町役場や支所、及び人の大勢集まる文化会館等に配備してはと思いますが、町長のご所見をお伺いします。

2点目といたしまして、子育て支援施設の充実についてであります。少子高齢化に伴う子育て支援の重要性が全国的に高まっております。砥部町においても、これを認識し、様々な形で支援に取り組んでいます。その一環として、去る5月21日、つどいの広場が町総合公園内にオープンし、約370人の親子連れが参加し、テレビや新聞等、マスコミの取材もあり、盛大にオープンイベントが開催されました。つどいの広場は、総合公園事務所内の会議室を借用して、週2回開催されています。そのすべてのお母さん方がボランティアとして、子育てつどいの広場ぽっかぽかのネーミングで運営してスタートしています。現在3ヵ月が経過しましたが、子育て中のお母さん方に大変好評で、毎回多くの親子連れで賑わっています。室内も子どもたちが楽しく遊べるよう、飾り付けや小さな滑り台等の遊具、絵本などあり、楽しい雰囲気工夫を凝らしています。特に床には、転んでも怪我をしないよう、カラフルな組替マットが敷き詰められており、安

全に配慮されております。3ヵ月が経過し、参加者の増加に伴い会場が狭くなったことや、会議室のため、毎回使用前の飾り付けや環境整備、片付け等に約2時間を要し、代表やボランティアの方に大変負担となっております。大変厳しい財政状況ですが、プレハブ建てでもよいので、常設の場所を今後検討願いたいとの要望を受けております。子育て支援のために立ち上がっておられる方々に報いるためにも、無駄な補助や施設の総点検を行い、補助を行うべきだと思いますが、町長のご所見をお伺いします。以上で私の質問を終わります。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 中村議員さんのご質問にお答えします。AEDは、肉食中心の食生活から心筋梗塞などの冠動脈疾患が多いアメリカで、空港、駅、学校、スポーツ施設など多くの人々が集まる施設で設置が進んでいます。日本におきましても、昨年7月に厚生労働省から通知があり、救命率向上のため、救急現場に直面する救急隊員や現場に居合わせた一般市民のAEDの使用が認められたところでございます。不特定多数の人が出入りする施設への設置が普及しつつあります。松山市のAED配置状況につきましては、松山市営競輪場に1台、松山市内のスポーツクラブに2台、松山市営プールに2台、創価学会に2台設置されています。町内の設置状況におきましては、国保診療所に1台と、先ほど申しました創価学会の砥部に1台設置されており、まだまだ少ないのが現状でございます。県内の救急車への設置状況については、ほとんどの救急車に設置されております。もちろん砥部・広田の出張所の救急車にも設置をしております。このAEDを使った救命講習ですが、砥部出張所の救命救急士の指導のもと、砥部出張所、広田出張所の職員を対象に講習を実施しております。救急現場で適切な処置ができるように訓練を実施しています。また、今年度から一般住民対象の普通救命講習に、AEDを使用することにしておりますので、これからは一般の方にもこのAEDの使い方について講習をしていきたいと考えております。今後、一層の充実を図っていきたいというふうに考えております。

次に、子育て支援施設の充実についてのご質問をいただきました。先ほども土居美智子議員さんからもご質問をいただきました。気軽に交流できる場として、そしてまた、子育て相談の場、そして子育て情報提供の場として、お母さんの不安を解消していかなければなりません。そしてご質問いただきました、つどいの広場ぽっかぽかでございますが、これは本当にボランティアの方が一生懸命この事業に取り組んでいただいております。私もオープンの時に参加をさせていただきました。非常に多くの方が来られました。これはやはり子育てに不安のある方がこれだけたくさんいるということだと思います。そして、このボランティアの方々が本当に努力をされて、今、この会が順調に運営されて、そしてまた皆さんが多く参加されて、このボランティア事業が実施されております。本当に私はすばらしいことだと敬意を表したいと思います。今、中村議員さんが言われました専用の広場を作ってはどうか、場所を確保してはどうかというご提案でございますが、既存の施設を有効利用したいということで、事務所を使わせていただきました。今、環境面においても非常に広々とした所でありまして、公園の風景、そして、

遊び場もありまして、この場所は適当な場所であると考えております。そしてまた、ボランティアの方が後片付けに非常に時間がかかるということも言われました。この点につきましても、先ほど土居議員さんに申しあげましたように、後の予定がない場合には、後片付けと準備がいらぬように配慮をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。いずれにいたしましても、子育ては非常に重要なことでもありますので、町を挙げてこれからも一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。以上で、中村議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（田室博志） 中村茂君。

○5番（中村茂） 先ほどのAEDでございますが、砥部町の庁舎にですね。まず置いていただいたり、また、支所ですね。それと文化会館等、人の大勢集まるところにぜひ設置していただきたい。我々が素人でもできるためには、やはり講習を受けてないと、いざ死んでいるか生きていないかわからない人にするというのは、なかなか勇気がいることだと思いますので、慌てないためにもですね。講習を受けて対応できるようにやっていったらどうかと思います。我々もその年齢で、かなり太っておりますので、いつご厄介になるかわからんというふうな状況がございますので、どうか一日も早くそういう状況を作っていただきたいと思います。

2点目の施設でございますが、1つだけ大きな、大きなといいますか、常設の場所をですね。町でドンと構えていただいて、あそこへ行ったら相談もできるし、皆さんと一緒に子育てができるというひとつの場所をね。今後、近い将来、計画として取り上げていただいて、あそこへ行ったらいろいろなことを悩み相談もできるし、子どもと一緒に遊べるし、幼稚園行くまでに大きな成長ができるというひとつの施設をね。町として取り上げていただいたらいいのではないかと、このようにお願いしまして、私の質問を終わります。答弁はいりません。

○議長（田室博志） 中村茂君の質問を終わります。7番井上洋一君。

○7番（井上洋一） 7番井上洋一であります。2点ほど質問をいたします。まず、アスベスト（石綿）の調査についてであります。大手機械メーカーで、6月末に79人が中皮腫などで死亡していたとの発表があり、その後、連日にわたり、新聞・テレビ等でアスベスト（石綿）関連報道がなされております。アスベストは、永久不滅を意味する、ギリシャ語に由来します。アスベストは、溶岩が冷えて固まるうちに、結晶が細長く成長して繊維状になった鉱物で、安価で丈夫で施工しやすいため、3,000種類以上の利用形態があるとされています。主な例として、住宅、工場、倉庫、自動車、列車、家電製品、ガスや水道等々であり、住民が身近なものにも使われております。日本には、1969年（昭和44年）頃から1993年（平成5年）まで、アスベストが輸入され、9割が建材として使われておりました。1995年の阪神大震災では、倒壊した建造物が十分な対策もないまま解体され、アスベストが飛び散ったということでもあります。1999年には、東京文京区の保育園の改修工事で、吹きつけのアスベストが誤って除去され、大量に飛散する事故も起きております。アスベスト問題は労災と考えられていました。それが、一般住民に影響を及ぼす公害ではないかとクローズアップされてきまし

た。政府は7月29日、アスベスト（石綿）問題の総合対策を閣議決定しました。被害の拡大防止、国民の不安に対応、過去の被害の対応、過去の政府対応の検証、実態把握の強化、健康把握等であります。愛媛県の9月補正予算案編成の知事査定が8月26日に始まりました。加戸知事は、県有施設のアスベスト使用状況の調査費等を盛り込む方針を示しました。アスベスト問題については、不安解消に向け、県民の利用が考えられる分野を中心に早急に安全を確認し、万全の体制を敷くということ。また、調査の結果により応急措置が必要になると思われるので、既定予算の範囲でできるのか、それ以上の措置が必要になるのか詰めたいと述べた。砥部町においても、早急に学校・公民館等を含めた町有施設の実態調査を行い、アスベスト使用が認められれば対応策をとるべきであります。町長のご所見をお伺いします。

2点目であります。窓口サービスの拡大についてであります。政府の三位一体改革が進展する中、各自治体においては財源の確保に困難を極めております。当砥部町も例外ではなく、近年交付金が減額され、予算についても優先順位の高いものから限度内で執行している状況であると思っております。このような中、住民サービスを今までどおり維持できるのかということでもあります。広報とべ8月号に戸籍係の証明取扱時間拡大とのチラシがあり、9月末まで午前7時30分から午前8時30分まで延長します。10月以降については、試行期間中の状況や住民の皆さんのご意見を参考に決定したいと考えています、との説明であります。住民サービスという視点では賛成ですが、午後の延長、土・日曜の開庁等も含め検討していただきたい。また、財政、超過勤務という視点で考えれば、苦しい台所事情でありますので、フレックスタイムや交代制勤務といったことについても一考するべきではないかと考えます。また、チラシを見ていない方は知らないもので、この件についてどの程度、周知ができていないのか疑問があります。いずれにしても、住民サービスの拡大ということで、延長を実施し、周知徹底を図るべきであると考えます。町長のご所見をお伺いします。以上です。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 只今の井上洋一議員さんのご質問にお答えします。アスベスト問題でございますが、アスベストは、建築資材を中心に、私たちのまわりで広く使用されていることは、みなさんご承知のとおりでございます。国では、7月29日にアスベスト問題に関する関係閣僚による会合を開き「アスベスト問題に対する当面の対応」を決定し、私ども自治体にその内容を通知してまいりました。内容は、対応策と実態把握の強化が大きな柱となっております。アスベストについては、化学物質であるだけに、種類も多く、どの様なものがどこに使われているのか、判断しにくいのが現状でございます。環境省の資料などからみますと、アスベストは、建築物の解体時またはそのものを除去するときに飛散する、これが一番問題であるといわれています。そのため、飛散防止、廃棄物の適正処理の対応が大切ではないかと考えております。そこで、まずアスベストの使用実態ですが、砥部町におきましては8月にすべての施設について調査を行いました。調査の対象は「吹き付けアスベスト」を中心にしております。調査の方法は、建築物を設計した設計者に確認、設計図書から判断、また、現場に行って実際に見て判

断するなどの方法をとらせていただきました。調査の結果、吹付けアスベストもしくはロックウールと見られる箇所は、山並、向南台、上野、川井団地の集中浄化槽機械室内部。中央公民館の屋外倉庫の内部。砥部小学校浄化槽機械室の内部。広田地区公民館の2階大会議室天井。広田支所2階の議場天井の8カ所で行いました。これらのうち、広田地区公民館については、吹き付けた部分は固化していますが、劣化による飛散状況を調査する費用を9月補正で計上しております。調査結果によっては、除去や再度の固化、または囲い込み等の方法を探る必要があると思います。その他の箇所については、いつも人の出入りがあるところではございませんので、濃度の測定は予定しておりません。飛散防止のための対策を検討しているところです。

次に、窓口サービスの拡大についてのご質問ですが、ご案内のとおり、本庁戸籍係におきまして、5月から、試験的に開庁日の証明取扱開始時間を1時間早めて、住民票などの交付を行っております。10月以降につきましても1時間早めて続けて開庁をさせていただきたいと思っております。この試行につきましても、以前から、執務時間前に住民の方が来庁されておったり、そしてまた、担当職員も登庁次第、順に対応しておりましたが、やはり窓口に来られる方の便宜を図るために、いろいろなことを考慮して、朝の時間を1時間早めたものでございます。8月末現在で、この拡大した時間帯に利用された方は78人で、1日平均1人という状況であります。しかし、この期間中に来られた皆さんからご意見を頂戴しますと、松山へ仕事に間に合ったとか、そしてまた、余裕を持って仕事ができたとか、そういうありがたいというご意見が大半でございました。そういうことで、10月からこの朝の1時間繰り上げ、これを実施していきたいというふうに考えております。また、皆さんもご存知のように、井上議員さんからもご質問をいただきました、これらのご意見や職員体制などを考慮し、午後の延長や、土・日曜の開庁は行わず、現在の試行どおりの内容で10月から実施することにいたしました。実施に際しましては、井上議員さんご指摘のとおり、矢祭町という合併をしないという一番最初に手を上げた町では、土・日曜も開庁するサービスを実施しているわけですが、砥部町については今のところ、1時間早めても1名という利用者でございまして、これからはこの状況を見ながら考えていきたいと思っております。それとやはり、大事なことは、先ほど井上議員さんが言われましたように、住民の方に1時間前に開いていることを周知徹底することだと思っております。広報等におきましても十分にお知らせをして、ぜひともご利用をいただきたいと考えております。また、昼休みの時間等も開いておりますので、住民の皆さんにもお知らせをいただくようにご協力をお願いしたいと思います。また、フレックスタイム等でございますが、財政負担がかからないようにいろいろな柔軟な柔軟性のある運用を図って、業務を進めていきたいと思っております。ぜひともご理解を賜りますようお願い致します。以上で、井上議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） 町長の答弁でだいたい概ね理解をしたものと思っております。ただ、アスベストの問題については、私も最初に6月末に新聞報道されましてから、愛媛新聞、



読売新聞、朝日新聞を切り抜いてみました。2ヵ月間でだいたいこれくらいの量です。これだけの量が3社でありました。あとの新聞は切り抜いておりません。ですから、相当の量が出ておるといふこと、報道されておるといふことで、私が何を言いたいかといふえば、今の町長の答弁では調査をしていただいた模様なので、あとは、住民の不安をなくすという方向で対応をしていただきたいと思いますと思っております。やはり、住民で不安な方もいらっしゃると思っております。ですから、広報等で周知を図っていただいて、大丈夫だよと、100%大丈夫ということはないでしょうけど、町の問題としては、住民がそんなに心配しなくていい、ということをしていただきたいと思いますと思っております。

あと、窓口サービスの件については、いろいろあるかと思っておりますので、先ほどの町長の答弁で結構でございます。以上のことで、住民の不安をなくしていただきたいと思いますという1点でございます。答弁はいりません。

○議長（田室博志） 11番宮内光久君。

○11番（宮内光久） おはようございます。11番宮内光久でございます。私も2点ほど質問をいたします。まず1つめは、アスベストについてでございます。アスベストによる健康被害が全国的に広がる中、愛媛県はアスベスト対策連絡会議を設置して、アスベスト使用状況を8月末までに調査をしています。アスベストは、吸入しても健康被害がすぐには現れないことが、従来の公害と大きく違う点で、中皮腫の場合、発症までに30年～50年の潜伏期間があり、長期にわたり、慎重に調査したり、救済策を講じる必要があるといわれています。アスベストとは、繊維状ケイ酸塩鉱物で、石綿と呼ばれ、その繊維が極めて細いため、研磨機や切断機での使用や、飛散しやすい吹き付けなどの除去等において、所要の処置を行わないと、石綿が飛散して人が吸入してしまう恐れがあります。以前は建築工事において、保温、断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われておりましたが、昭和50年に原則禁止されております。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッドの防音材、断熱材、保温材などに使用されましたが、製造が禁止されております。石綿は、そこにあること事態がただちに問題なのではなく、飛び散ることや吸い込む事が問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られております。そこで井上議員に引き続き質問をいたします。1点目は、町有施設で、吹き付けアスベストやアスベスト含有のロックウールを使用している施設はどのくらいあるのかお尋ねいたします。2点目は、厚生労働省の規制に基づき、アスベストの含有量が1%を超える物と確定した場合の除去・固着化・密封などの対策について、どのような考えがあるのか、町長のご所見をお伺いします。

2件目は、麻生・日ノ出保育所統廃合についてであります。統廃合について、本年7月に説明を受け、住民と保護者には納得のいく説明をし、来年4月から実施していくとのごことでございますが、その後どのような話し合いになったのか。また、麻生保育所の駐車場が少ないため、送迎時には周辺が混雑し危険な場面も多く、安全面で心配でございますが、今後どのような対策を考えておられるか、町長のご所見をお伺いします。以上です。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 只今の宮内議員さんのご質問にお答えさせていただきます。只今、ご指摘のように、アスベストについては2つございます。その中で、固形化されておって、全然飛び散る可能性のないものといえますか、そういうものについては、安全性に問題がないわけでございますが、飛び散ったり、吸い込んだりする、このものが問題であるということでもあります。そういったことで、このものについて、まずアスベストの問題を考えてみなければならぬと思います。そして先ほども、井上議員さんにご答弁をさせていただきましたように、砥部町の施設というのは申し上げましたように8カ所ございます。集中浄化槽の機械の室内、中央公民館の倉庫、砥部小学校の浄化槽の機械室の内部、そして広田地区では、地区の公民館の2階の大会議室の天井、広田支所の2階の議場の天井の8カ所。地区の公民館については、調査をさせていただくというふうに申し上げたとおりでございます。8カ所ございますので、これについても順次監視をしていきたいというふうに考えております。そして、2番目にご質問いただきました、アスベストの含有量が1%を超える物と確定した場合の除去・固着化・密封などの対策でございますが、この点につきましても、専門の業者と打ち合わせながら、そういったものが発見された場合、対応していきたいと考えております。

次に、麻生・日の出保育所の統廃合についてでございますが、まず、日ノ出保育所の麻生保育所への統合問題についての現在の状況ですが、7月19日開催の議員全員協議会において、統合の必要性についてご説明させていただきました。その後、日の出保育所利用児童の保護者、地元地域である八瀬区、県団地の皆さんへご説明をさせていただきましたし、また、意見交換等をさせていただきました。皆さん方には、統合について、ほぼ了承が得られたと思っております。平成18年度からの統合に向け、本議会において保育所条例の一部改正について、提案させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。また、麻生保育所における送迎時の安全面への対応策ということでございますが、特に混雑する時間帯には園庭を臨時駐車場にするとか、正面玄関前の道路の進行方向を一方方向にするとか、そういう工夫をしていって、混雑を少しでも少なくしていく、そしてまた、安全性の向上に努力をしていく、これが必要というふうに考えております。園児と保護者とよく相談しながら、この件については進めていきたいと思っております。以上で、宮内議員さんへのご答弁といたします。

○議長（田室博志） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 井上議員さんの質問、また、町長の答弁の中にもございましたように、私はひとつ、現状として、今度、広田地区の公民館も9月の補正であげておりますが、今十分にこれが安全かどうかを1点お伺いいたします。ともあれ、むき出しになっているものが一番危ないですので、このあたりを綿密に検査していただいて、ぜひ、安全性は十分であるという確信を町長の口からいただきたいと思っております。

2点目は保育園の統廃合についてでございますが、私もこの2、3日、またその前にも保育所に行って見てまいりました。随分と車の量、バイク、ミニバイク、自転車などもよく通っておられます。保育園児があまりにも小さいので、親がドアを開ける前に降

りてパッと走っている子どもも見受けられます。この一番大切な2、3歳児頃の子どもさんは、親の言うことも聞かずにそのまま走り出すのが現状でありますので、町長の答弁のように、園庭を臨時駐車場にするとか、正面玄関前の道路の進行方向を一方方向にするとか、その対処を十分に考えていただきたい。またよければ、道路を対面したところにスタジオ松山さんの駐車場がございますし、ゆうゆう亭の駐車場もございますので、理事者と保育園とが協議して良い方法をとっていただき、子どもの安全性を十分に考えていただきたいと思います。

ぜひひとつ、アスベストの安全性についてお伺いしますのでよろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 先ほどから申し上げておりますように、アスベストは飛散、そして吸い込みが一番の問題でございます。そういうことで、そういう箇所がないように点検も進めていきたいと思っておりますし、他の施設についても安全であるように願っております。住民の方はアスベストというと、たぶんそれ自体がいろいろな問題を起こすとお考えだと思いますので、広報等によりまして、また安全性等につきましては、ご報告申し上げたいと思っております。

また、保育所の件につきましても、ご指摘がございましたように、本当に多くの園児が一度に出るといような状況でもございます。そしてまた、保育所は保護者の方に送り迎えをしていただくというのが原則でございます。ということで、保護者の方ともよくお話をし、子どもさんの教育にもご協力いただくようお願いをしてみたいと思っておりますし、私たちもどうすれば一番安全性が保たれるか、そのことについて話し合いを持っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 以上で宮内光久君の質問を終わります。17番玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） おはようございます。17番玉井啓補でございます。3点についてお尋ねいたします。まず1点目は、入札改革についてお伺いいたします。談合を排除し、公正な競争を行う。こんな当たり前のことが、日本の公共工事の入札では、ずっとなおざりにされてきました。政・官・業の癒着、国民の血税に対する認識の甘さ。しかし、財政難に苦しむ地方自治体にとって、無駄な予算の削減はもはや緊急課題です。入札改革に積極的に取り組む自治体も増えてきました。申すまでもなく、談合とは、公共事業を受注する際に、業者らが事前に打ち合せして落札価格や落札業者を決めてしまうものです。当然、落札価格は業者側に都合のいいように、高く設定されてしまいます。神奈川県横須賀市は、平成11年4月から、特定業者だけが参加する指名競争入札を全廃し、入札資格を満たす全ての業者に入札の参加を認める、条件付き一般競争入札を導入しています。これだけで、95%前後だった落札率は、同年度以降85%前後に下落、年間30億円以上のコスト削減に成功したといわれております。長野県でも、従来の指名競争入札から、必要な資格を満たせば参加できる受注型競争入札に変更。従来95%~97%の範囲に高止まりしていた公共工事の建設工事の落札率が70.5%へと大幅に下がっています。そこでお尋ね致します。条件付き一般競争入札を他の自治体を見習い、導入する気はないか。また、17年度の砥部町の工事発注一覧表をみると、国県の補助

事業工事は入札95%以上が大半です。公営団地建設でも不思議なことが起こりました。過去2回の川下、五本松の入札では、いずれも97%以上。しかし、昨年の宮内団地では80%になったものが、今年度の大南団地では、また97.8%となっています。談合ではないかという噂が出ておりますのでお尋ねするとともに、この落札業者は県の入札指名から期限付きではずされているとのことですが、なぜ指名業者に入れたのか合わせてお知らせください。また、町内業者の氏名を建築、土木あわせてお知らせください。昨年、産業建設委員会で関東方面へ研修に行きました。その時、上野公園整備工事のお知らせとして、都公園緑地事務所と事業者共同の看板があり、工事の内訳が書かれておりました。施行面積、施行費、補助金が書かれた看板には、1㎡あたりにいくら費用がかかっているとの説明もありました。砥部町も工事現場の案内板に補助内訳を入れるべきであると考えますが、いかがなものでしょうか。2001年に入札改善を質問いたしましたが、再度質問いたします。地方自治法では、入札・契約の方式は、一般競争入札が原則とされていますが、自治体当局では、応札業者が増えて煩雑になるとか、不良・不適者が算入することで、工事が粗悪になるなどの理由で、実際には一般競争入札は行われず、ほとんど指名競争入札が行われてきました。予定価格とは、地方自治体が契約を締結する際に、その契約金額を決定する基準となる価格で、自治体の長が作成するものです。予定価格を上限にして一番低い価格で落札することになっていますが、最低価格を入札しても、その額が極端に低い場合、その価格で適切な工事ができるかどうか、発注者が調査する制度で、発注者が適切な工事できると判断した場合には、低い価格で落札されることとなります。公共工事のほとんどが、予定価格にきわめて近い価格で落札し、予定価格が漏洩して入札前に落札業者が決定するだけでなく、公示価格が高値安定していることが、地方議会で問題になってきているのです。このような事態をなくすため、落札価格だけでなく予定価格を事後公表することにより、自治体の予定価格の設定が妥当であるか検討できるようになってきています。さらに、予定価格の事前公表は、行政と業者の癒着や政治家の関与など公共事業にかかわる不正や利権をなくすうえでも効果が期待されています。最後に、発注官庁の裁量権や手加減が効く弊害をできるだけ除去し、入札の全過程を透明にして、徹底した情報公開を行えば、制度的に談合を防止することが出来ます。また、指名されなかった業者への非指名理由の説明をすることと合わせて、技術と経営に優れた企業の育成に努め、地域の雇用と地域経済を支える優良な中小・中堅業者の受注機会が保証されるよう、また、適切に行われるよう期待して、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、公共下水道事業の計画変更でございます。中村町政2期目がスタートして早9ヵ月。公共下水道関係で町民からいろいろな噂、質問がありました。そこで、公共下水道については30年もかかる、財政的に無駄であることについては、以前にも質問してきましたが、再度、お尋ねいたします。一つ目、公共下水道計画は順調に行っているのか。二つ目、公共下水道について麻生校区の人から質問がありました。麻生校区はなぜ、全額自己負担か、補助金はないのか、下水道が完成した場合はどうなるのか。また、区域外は法律の改正により、合併浄化槽設置の場合と計画7年以上かかる場合は補助金が

出るそうですが、区域外の補助率はいくらか。説明してほしい。三つ目、現在事業実施中の広田地区農業集落排水処理施設の受益者負担はいくらの計画か、今後の事業計画の説明をしてほしい。四つ目、広田、砥部地区の公共下水道の一戸あたりの負担はいくらか、詳細にお知らせください。五つ目、松山の下水道担当者が236億円の下水道計画は無茶だ、計画の見直しが必要だ、このままで突き進むと赤字団体になる可能性があると言っていました、いかがですか。六つ目、財源は一般会計予算で計画されていますが、国庫債務負担があるとはいえ、借金が大半です。明確な詳細を知らせるとともに、下水道事業に一般会計から税金を投入すると、福祉、教育の予算が削られる可能性があり、不安があります。下水道事業は受益者負担の原則から、使用料収入で経費を賄う建前の公営企業として運用されますが、何年度に企業会計になるのか。七つ目、農山村のような人口密度に低い場所は、合併浄化槽への転換が必要です。全国でも公共下水道計画は合併浄化槽に見直されています。30年もかかる計画は勇気をもって見直し、もしも公共下水道一本で計画されるなら、住民に納得がいく説明会を開き、判断してもらうべきであると考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

最後に、2人の方がご質問されましたが、アスベスト対策についてお伺いいたします。アスベストによる健康被害が広がりを見せるなかで、町民の不安が高まっています。大洲高校の12の教室の天井に吹き付けた石綿が残っていたほか、県立高校と小中学校に石綿使用の疑いがあったことは、学校が子どもたちの日常生活の場であるだけに深刻です。民間の一般家屋でも、アスベスト使用がかなりあるものとみられており、影響を心配する声が起こっています。さらに、今後、老朽ビルなどの建築物の解体に伴う労災や、周辺環境の汚染などが予想されます。人口動態統計に基づく集計によると、アスベストが主な原因となる中皮腫による本件の死亡者数は、1995年～2003年で合計84人に達します。ところが、愛媛労働局のまとめでは、労災認定を受けた人が2001年～2005年の5年間で8人に過ぎず、アスベスト被害対策や被害救済は大きく遅れています。以上のことからみて、実態把握、除去対策、町民の不安に応える相談窓口、被害者への救済策など、多岐にわたる抜本的な対策が必要です。アスベスト被害に一番の責任が国にあることは間違いありません。WHOやILOが、アスベストの危険を警告したのが1972年ですから、実に30年以上も部分的な規制にとどまり、今回の事態を迎えてもなお、アスベストの完全禁止は2008年という怠慢ぶりです。したがって、次の項目についてお尋ね致します。まず、公共施設と民間施設のアスベスト使用実態を把握し、除去などすすめるべきですがいかがなものでしょうか。次に、町民からの申し出に対しては、どのような対応を考えておられるのか。また、砥部町としても、国の責任と対策を求めるとともに、町としての対策を立てるべきだと考えますが、いかがなものでしょうか。最後に砥部町として、県と協力して、相談窓口、アスベスト110番などを設ける考えはないか。以上、町長のご所見をお伺い致します。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 玉井議員のご質問にお答えします。まず、第1点目の入札改革の件についてであります。私は、公平、公正を政治姿勢に据え日々の政務に向かっており

ます。入札についても、広く業者の皆様方に参加していただき、結果についてもできる限り公表していくよう気を配っておるところです。さて、その入札、契約制度ですが、旧砥部町において平成10年に改正してからしばらく進んでおりません。新町になって、監理財政課を設けさせていただきました。事業課と入札担当課を分離しさらに透明、公正な制度になるよう着手したところでございます。今月、庁内に、入札契約制度検討委員会を設けました。経験豊富な職員からの意見をくみ上げながら、改革方針をまとめ上げていきたいと考えています。この改革については、皆様にも十分にご理解いただくような改革案にしていきたいと思っております。2番目に、大南町営住宅の入札についての件でございますが、落札業者は県内の大手建築業者であり、実績も豊富な業者であると認識しており、立派に施設を完成させてくれるものと確信しております。ご指摘のとおり、県の指名停止についてはなっております。県発注の工事について指名停止でありまして、町では町発注工事の指名停止としているわけではありません。指名手続きに間違いはなかったと思っております。また、談合云々ということでございますが、入札前後においてそのような情報はございませんでした。適切に手続きを踏んでおりますので、その点ご理解ください。いずれにしましても、落札率が高かったこと、競争原理がはたらかなかったのではないかとのご指摘は、結果として私も事実であると思っております。そういうことでありますので、先ほど申し上げました入札制度の改革を進めてまいりたいという気持ちを強くしているところであります。次に、一般競争入札の導入、入札状況の公表、予定価格の事前あるいは事後の公表、指名競争入札の透明性の徹底等など、抜本的な改革は、先ほども申し上げましたように、今取り組んでいるところでございます。そういうことで、皆様からもいろいろなご意見をいただきながら、皆様方に信頼される入札制度にしていきたいと思っておりますので、ぜひともご理解とご協力をいただきたいと思っております。次に、工事現場の看板についてご提案をいただきました。事業課を中心にして、この件についても改善して参ります。玉井議員さんから具体的に示していただきましたので、ぜひともこれをお教えいただいて、私どもも勉強していきたいと思っております。そういうことで、この看板についても前向きに捉えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。次に、指名競争入札における非指名理由の説明ということがございましたが、現在でも当事者から申し出があった場合には、我々の方からちゃんと説明をさせていただくようにしております。そういうことでありますので、もし、そういう方がございましたら、ぜひとも町のほうへ非指名の理由についてお問い合わせをいただくように、ご案内をいただいたらと思っております。いずれにしましても、これから入札制度の改革は非常に重要なことでございますので、議員の皆様方と共に、この改革については積極的に進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次に公共下水道事業についてのご質問ですが、私は町長就任以来、公共下水道事業を最重要課題の一つとして一生懸命取り組んでまいりました。おかげをもちまして、前々からご説明を申し上げておりますように、関係団体の皆様方のご理解によりいろいろな協議も整っております。今、土地の問題が最終の詰めの段階でございます。そういうこ

とで、平成17年度に新規採択をしていただき、そしてこの工事の着手をしていきたいと思っております。ぜひともご理解とご協力をお願いしたいといふふうに思います。次に、浄化槽の補助金と、下水道及び農業集落排水施設の負担金等については、それぞれの担当課長より答弁させますのでどうぞよろしくお願ひします。また、下水道事業の今後の心配も当然おありだと思ひます。ご質問いただきましたが、これだけの大事業でございます。約30年間、236億円という巨費が見込まれるわけでございます。しかし、この公共下水道は、やはりやっていかなければならない施設だと、私は強く感じております。砥部川の清流を子孫に受け継いでいく、川を綺麗にする、環境をきちんとしていく、これは大事だと思ひますが、大事なのは、前の議会でも申し上げましたように、これから、費用と効果、これを十分に考えていかなければなりません。そういうことで、これからの長いスパンの仕事でございます。そういうことですので、いろいろな状況をみながら、その時代にあったものをきちんとしていく、というのが大事でありますし、そして、事業の実施にあたっては、徹底した合理化と経費の削減を図ってできるだけ安い単価になるような事業を進めていかなければならないと思ひております。そういうことで、この点につきましても、ぜひとも皆様のご理解をいただきたいと思ひております。また、この下水道事業というのは、適正な受益者負担、下水道使用料を設定して、安定した下水道経営が図れるように努めていかなければならないということも当然でございます。このことについても、十分に配慮してやっていきたいと思ひます。また、会計方式につきましても、これも、前の議会でも申し上げましたように、企業会計を取り入れていきたいということは申し上げましたとおりでございます。これは、国が今、いろいろなことから懸案をしまして、どういう基準でこの企業会計をやるのが一番いいのかという検討を進めているところでございます。そういうことで、この会計システムが確立した時点で、私はぜひとも砥部町においても導入していきたいと思ひております。おっしゃられるように今、国の三位一体改革が進んでおります。地方財政は非常に厳しい状況でございます。我々は行財政改革を進めて、そして徹底した合理化やコスト削減に努めて、本事業が町財政の負担にならないように、できるだけがんばっていきたくと思ひております。町にとって公共下水道は必要不可欠な施設と思ひておりますので、ぜひともご理解いただきたいと思ひます。

次に、アスベスト問題でございます。今日3人目のご質問ですが、それだけアスベストについては関心が高い問題であるし、今の社会情勢の中でも、皆さんが一番気にしていることではないかといふふうに思ひております。町内の施設については、先に答弁をさせていただきましたとおりでございます。これからも、国や県と歩調を合わせながら、啓発や指導に努めたいといふふうに思ひております。それから、国や県と協力して相談窓口をとることでございますが、9月2日現在でございますが、今までに町内の方から3件の問い合わせがございましたが、環境保全課の方で対応をさせていただいております。110番を設けるのも1つの方法でございますが、環境保全課でも対応できるのではないかと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。それから、国の責任と対策を求めることについては、現在のところ、町内でアスベスト被害といったものは出

ておりませんし、関連する工場もございません。町としては、やはり調査を徹底的にして、そういう問題がないということを町民の皆様にお知らせするということが、私は大事ではないか考えております。対策等というの、町で一生懸命考えていきたいと思えます。国の方針がでましたら、それに沿って、県が、そして町が協力しながら、いろいろなことに対応していきたいと思っております。以上で、私の答弁は終わらせていただきます。あとは、担当課長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 合併浄化槽の補助金についての玉井議員さんのご質問にお答えいたします。砥部町合併浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定によりまして、補助対象区域、補助金額等を定めております。その中で、補助対象区域は、公共下水道整備計画区域、及び農業集落排水事業対象区域を除く砥部町全域となっておりますので、公共下水道整備区域内は、補助金の交付は受けられないこととなりまして、全額自己負担となっているものでございます。また、国の補助金交付要綱では、生活排水対策が急務である場合、砥部町は急務である場合に該当するわけなんですけれども、下水道整備計画区域内であっても、原則として、7年以上下水道の整備が見込まれない区域については、対象とするとあります。これにつきましては、下水道整備事業の認可後、町の補助要綱を変更することで補助金を出すことは可能でございます。しかしながら、現在の厳しい財政事情もございまして、既に補助を受けずに合併浄化槽を設置している住民の方も多いため、その方々との整合性の問題もあります。また、公費の二重投資の問題もございまして、補助要綱の変更につきましては、慎重に考慮する必要があると考えます。最後に、補助率、補助金額でございまして、浄化槽の大きさと、新築か改造かということで違ってまいります。改造とは、既存建築物において、汲み取り便所または、みなし浄化槽を合併浄化槽に設置替えすることをいいます。5人槽で新築の場合は35万4千円、改造の場合は45万円。各人槽によって金額が決まっております。その負担区分でございまして、10人槽までは、補助金のうち3分の1が国庫補助金、3分の1の9割が県の補助金、残りが町の一般財源で、11人槽以上につきましては、3分の1が国庫補助金、3分の2が町の一般財源でございまして、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。

公共下水道の1戸あたりの負担についてでございますが、まず、工事が始まり、各家庭の敷地内に公共枡が設置されるわけでございますが、設置をされますと、受益者負担金と排水設備の設置費用、そして下水道使用料が必要となるものでございます。まず、受益者負担金でございますが、宅地面積で徴収をしたいと考えておりまして、基本計画におきましては、宅地1㎡あたり334円を見込んでいるものでございます。次に、排水設備工事に要する費用でございますが、工事費は敷地や建物の大きさ、あるいはトイレ、台所、風呂場などの位置、改造の程度によって変わりますので、一概に言うことは



できないわけですが、汲み取り便所から水洗トイレの改造の標準的な費用で約70万円～80万円、し尿単独の浄化槽を廃止して、下水道に接続する場合で30万円～40万円、合併浄化槽を廃止して、下水道に接続する場合で10万円～20万円程度必要であると、近隣自治体で聞いておりますが、各家庭の諸状況によりまして、金額は増減するものと思われまます。次に、下水道使用料でございますが、基本計画では、処理場ができて稼働いたします、供用開始当初におきましては、1トンあたり120円を見込んでいるものであります。そして、10年ごとに約8%の値上げの料金改定を行うことで、収支の均衡がほぼ図られるというふうに予測しているものでございます。これらの負担する時期でございますが、受益者負担金と排水設備の設置費用につきましては、各家庭の敷地内に排水柵が設置された時に必要となるものでございます。そして、受益者負担金につきましては、町に支払っていただきまして、排水設備の設置費用につきましては、各個人が業者に支払っていただくものでございます。また、下水道使用料につきましては、公共柵に汚水を流す時から必要となるものでございます。なお、只今申し上げました受益者負担金、下水道使用料は、あくまでも基本計画の中での数字でございますので、これらの金額の決定につきましては、受益者負担金条例、下水道条例を制定して、決定されることとなりますのでよろしくお願いいたします。次に、広田村におきましては、合併前から農業集落排水事業を実施しております。1カ所が供用中で1カ所が整備中でございます。玉谷地域と大内野地域を処理区とする広田地区におきましては、平成7年度～平成12年度事業として整備済みでございます、既に供用開始しているものでございます。総事業費は5億800万円でございます。もう1カ所は、総津地区で、平成15年度～平成19年度までの5カ年の事業として、現在整備中でございます。総事業費は約6億5千万円を見込んでいるものでございます。この事業の住民の負担金でございますが、広田地区におきましては、1人あたり2万円を徴収しておりまして、総津地区におきましても、1人あたり2万円を徴収することといたしたいと考えております。次に処理施設の使用料でございますが、農業集落排水施設条例で規定されておきまして、広田地区では、基本料金2,400円と人員割といたしまして1人あたり350円を徴収いたしておきまして、総津地区におきましても、同じように徴収することになるものでございます。以上で、玉井議員さんに対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 再度、お尋ねいたします。入札問題についてですが、公共事業の改革に取り組んでいる長野県は、平成14年7月調査提言機関である長野県公共工事入札等適正化委員会を設置し、平成15年2月から談合防止策を盛り込んだ新しい入札制度を実施しています。従来の指名競争入札を必要な資格を満たせば参加できる、受注希望型競争に変更し、さらに応札は局留めの郵送で、開札までは発注者も県も入札参加者がわからない仕組みにしています。この改革で、従来は先ほど申し上げましたように、95%～97%の範囲に高止まりしていた公共工事の建設工事の落札率が、70.5%へと大幅に下がっています。というのは、高過ぎる予定価格に問題がございます。公共

工事が民間工事よりコスト高になる理由は、談合ばかりではないといわれ、流通実勢を反映しない資材価格などにも問題があり、横須賀市はこの問題にも取り組んでいます。行政が公共工事を発注する際、ほとんどの場合、工事の予算として予定価格が設定されています。しかしその金額は公表されず、業者は工事内容だけを知らされ、それぞれ請け負える価格を提示。その中で最低価格を下回らない範囲で、もっとも安い金額を提示した業者が工事を落札するのが入札の仕組みです。先々週の土曜日、NHKの6時から子どもニュースに放映されておりましたが、横須賀市契約課では、公共工事の予定価格と、民間工事の市場価格には大きな差がある。いわゆる物価本の資材価格などを参考に蓄積された公共工事の予定価格制度は、機能しなくなっていると指摘をしています。物価本とは、行政の外郭団体が作ってくるケースが多い。それを基にしている予定価格が、そもそも高すぎるというわけであります。それが、談合の温床となっているわけです。同市では、市場価格に近づけるため、16年度に最低制限価格の見直しを行い、従来の固定性の最低制限価格制度に変動制を組み合わせ、新制度の導入を検討するといわれております。確かに、日本社会の長年の悪習である談合の排除は、そう簡単なことではありません。不況で公共工事が減っている中、談合は必要悪、下請け・孫受けにしわ寄せが行くだけなどと、うそぶく業者もいます。だが、そこには国民の血税を使うという意識が全く欠落しています。国民の方も厳しい監視の目をもつことが重要です。そういう意味では国民側の責任も重いものです。そして先ほどの答弁にありました、県の指名業者からはずされているという建築業者の件でございますが、30何年前ですかね。中央公民館の建設の時に請け負ったわけですが、ちょうど寒い時だったと思うんです。私も新人議員だったんで、詳しいことは覚えてないんですが、ちょうど寒い時期でセメントが凍るからと工事延長の申し出があったんです。その時の委員会では、始めからこういうことはわかっておるのに申し出はいかんと、自己でやらないかんとということで処理しておりますが、そういうことからしても、やはりこの業者には問題があったんじゃないかなと。それで、なんで県の指名停止を受けた業者が入札して、まあ、言うたら県下で大手の方ですので、采配を振ったのではないかと推測をしております。それから、工事の内訳を工事現場で出すべきということに対しては、町長の答弁で、改善されるということですので、次からはぜひやっていただきたいと思います。次に、公共下水道について、これはいつだったか忘れたんで、1年くらい前だったと思いますが、公共下水道事業の見直しをいうことで、公共下水道と合併処理浄化槽の経済比較検討結果表についての説明がございました。その中で問題になるのは、管渠建設費の問題、処理場の問題が大きくウェイトを占めていることでもあります。公共下水道の建設維持管理費の割合は、年間1億3,863万円でございますが、合併処理浄化槽については、2億2,706万円かかるということでございます。この件については、どうにも腑に落ちませんので、もう一度質問したいと思います。それと、1つだけ申し上げますが、要するに前からこの公共下水道に私は賛成しておったのですが、公共下水道をやるんやったら、合併区域外だけでなく、区域内も一緒に補助金を出して、公共下水道建設の時にはつながりますということを入れて、補助金を出してはどうですかということをおっしゃるわけ

なのですが。そしたらその中で、ここにも出ておるように、公共下水道は耐用年数が33年。管渠は72年。それから合併浄化槽は26年ということで、これがわからんですが、そういうことで計算されております。先ほど課長から答弁がありましたように、自分が自費で合併浄化槽をやったが、今度、公共下水道が来たということで、麻生は7年以内に計画通りに進めば来るんですが、それがきた時に、私はつなぎませんと、これは国の基準に合っているんですからという方がたくさんおいでになると思うんですが、その場合には、対応はどうされるのかお伺いいたします。

[チャイム]

○17番（玉井啓補） それともう1点だけアスベスト対策について。厚生労働省の補助要綱の概要と石綿管の布設割合について、水道水源開発等施設設備費国庫補助金交付要綱というのが、4月18日に来ております。それで、石綿セメント管更新事業、管路近代化事業ということで、補助金が3分の1ありますが、こういう状況について、平成17年7月13日に厚生労働省健康局水道課が資料で出しております。それと、学校の問題でございますが、学校でのアスベストを含有する製品の取扱について文部科学省の通知がございます。これは8月5日各都道府県等に出しておりますが、この問題についても、やはり学校におけるアスベストを含有する製品の取扱等については、学校の施設、理科の授業等は石綿を含有しない製品への代替に取り組まれるようお願い致しますということと、石綿を使っている製品の廃棄にあたっては、廃棄後の被害を生じないようにすることについて、所管の学校に対し、このことについて十分周知を図られるようお願い致しますという通達が来ておりますので、これはちゃんと本町でも把握しておられますが、町長及び教育長のご所見はいかがなものかお伺いします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 先ほどのまず入札関係につきましてはですね。玉井議員さんからもこの事はやれよということでございますし、私がお答弁したんでご理解をいただいたと思います。この入札改革については、皆さん方のご意見も聞かせていただいて、そして徹底的に進めていきたいというふうに思っております。今、町にとりましても、財政が非常に厳しい中でございます。そういうことで、この点皆さん方にもご理解いただけるような改革に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そして、下水道の関係でございますが、玉井議員さんがご心配されておりますように、つながない人がたくさんおいでるのではないかとということですが、これはまた、広報等PRもしまして、できるだけ多くの方に加入していただく、全員の方に加入していただくというのが理想ではございますが、私どもとしましては、なんとか、より多くの方にご加入いただくように努めてまいりたいというふうに思っております。玉井議員さんも下水道を作ることに對してはご理解をいただいているというふうに私は思っております。

それからアスベストの件でございますが、学校施設等への周知の徹底でございます。これについても、私は各学校へも、このアスベストの怖さ、その他を通じて学校へ周知徹底をして、そういう施設がないか、そしてまた製品を使ってないか、再度点検をしてい

ただくようお願いをしてみたいと思います。以上でございます。

○議長（田室博志） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 玉井議員さんの学校等に対するアスベスト対策についてお答えいたします。玉井議員さんのご指摘のとおり、文部科学省の方から、学校等に対するアスベストの取扱い等については通達指導がございました。ただちに町内の学校・幼稚園等には文書を送付いたしまして、調査ならびに対応を検討するように指導をいたしております。その中で施設につきましては、先ほど町長答弁にございましたように、砥部小学校の浄化槽の機械室内があるわけですけれども、これも飛散防止するように表面上は別の素材で覆っておりますから、飛散があるとは考えておりません。ご質問の中にごございました理科教材の件でございますけれども、いわゆるアルコールランプで熱してやる網状の石綿の網ですね。これが学校にございます。これにつきましては、密封をして、今後適切な処置ができる状態まで密封保存をするというふうな形で処理をしてございます。それから、町長の行政報告の中にもございましたが、宮内小学校の旧校舎で解体をいたしました。その際に、隣接をしておりました倉庫の屋根のスレートに一部アスベストを含む建材がございました。これにつきましては、撤去業者の責任において、別途取り外して、管理型の埋立処分場に搬入をいたしました。適切な処理をしてございます。以上です。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 玉井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず先ほどの耐用年数の件でございますが、3省統一マニュアルにおきまして、下水道、農業集落、それと浄化槽の耐用年数が定められております。で、まず、下水道と農業集落排水施設につきましては、処理場の土木建築物につきましては50年～70年。処理場の電気機械設備につきましては、15年～35年。で、これ2つを合わせまして33年と定められております。管渠につきましては、過去の実績に基づきまして50年～120年ということでございますので、72年というふうなことでございます。それと、浄化槽につきましては躯体が30年、そして機械設備が7年～15年ということで、26年ということで3省統一マニュアルに基づいて試算するようになっております。それと、経済比較についてでございますが、これにつきましては先般、議員協議会におきましても、下水道と浄化槽の経済比較の検討結果の説明をさせていただいたと思います。市街化区域以外の市街化調整区域、都市計画区域外の地域で約12ヵ所選定をいたしまして、それを下水道と浄化槽で経済比較をしております。例えば申し上げますと、八倉地域でまいりますと家屋相当数が229戸となりまして、その中の管渠延長が2,150mということで、これを1年当たりの事業費に換算しますと、個別処理の場合が2,270万円、集合処理の場合が1,386万円ということで、集合が有利ということでございます。重光、拾町、三角、高尾田の調整区域、上原町とか頭ノ向、川井、大畑、宮内地域、五本松、岩谷、岩谷口という地域についても同じような方法で試算を出しました結果、全て集合処理の方が有利であるという結果になっておるものでございます。それと、先ほど、町長も答弁をいたしましたが、排水設備への接続の件についてでございますが、

町長も申しましたように啓発に努めなければならないわけですが、下水道と浄化槽におきましては、下水道の場合は下水道使用料、浄化槽の場合におきましては、浄化槽の点検代でありますとか、清掃代、電気代、消耗部品代等の交換費用などが必要でありますので、下水道の方が表を比較しますと安いということになっておりますので、その辺のことを粘り強く説明させていただきまして、普及率の向上に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（田室博志） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 玉井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。ご質問の中で、町内の石綿水道管についてご質問がありましたが、砥部町内には千足の砥部川から上ノ山の松田商店までの間、それから川井上組地区の間で、963mの石綿管が存在しております。先程来、石綿管の毒性については、呼吸器からの毒性については、説明がございましたが、水道につきましては、口から入る経口摂取でございます。これについては、水道中のアスベストの存在量が問題になるレベルでないというふうな見解が、厚生労働省健康局水道課から7月13日に私どもの方に送られております。また、世界保健機構WHOが策定しております、こちらの飲料水水質ガイドラインにおいても、飲料水中のアスベストについては、健康影響の観点からガイドライン値を設ける必要はないというふうに回答しております。従いまして、私どもにおきましても、この石綿管布設が昭和40年代後半でございます。現在、順次、その当時開発された団地内の老朽管の布設替えを行っております。それが終わり次第、順次、石綿管につきましても布設替えを行ってまいりたいと考えております。以上で玉井議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（田室博志） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 何回も質問した時に同じような答弁です。ですから私が言いたいのは、まず初めに、町民に示唆して、これはこうなっておりますよということをやすべきやと思うわけです。そういうことからみて、公共下水道については、問題点が総工費236億円で、工事期間が30年。地元負担をみると、前に一般質問したときの答弁を見るとまた違うのでだいたい200億円くらいはかかるのではないかと思うわけです。その償還が60年かかるということで、先程言いましたように、ますます高齢化がすすむ新砥部町住民のみなさんは、それぞれ将来に対する生活基盤があるはずで、高齢者2人だけの生活だから、今のままでいいという考え、いずれは子どもと一緒に2世帯住宅をと考えている人、家族構成を基盤にそれぞれ異なった考えがあると思います。

この基盤を無視して行政を行うべきではないと私は考えていますが、いかがなものでしょうか。それと先ほど説明がありましたように、処理場建設費に1億878万6千円。管渠建設費に1億6,125万円。浄化槽は、前から申し上げておりますように、農山村など人口の低い地域ではコスト面で有利で、家屋の密度が1haあたり40戸以下の場合には浄化槽の方が安いと、これは試算されております。そういうことからみて、この合併浄化槽がなかなか普及しない原因として私が考えるのは、単独浄化槽の問題、そして重要な問題は、未だに下水道が一番という意識が根強く残っていることです。やはり

悪いものは変えるということではないかと思えます。下水道は公共事業という意識を捨て、行政は合併浄化槽を積極的に推進すべきです。私は最初のアンケートでは、早く公共下水道実施をと推進していましたが、公共下水道は完成に30年もかかり、借金の返済は先ほども言いましたように60年。合併浄化槽はやる気でやれば1年以内に工事は完成ができ、費用については、合併浄化槽は公共下水道の3分の1以下というデータがあります。そういうことを勉強をした結果、環境にもよい、財政的に安く、早くできる合併浄化槽の推進に私は変更したのです。先日来られました藻谷さんがお話していましたように、国庫補助金は30年も現在の補助率でいくという補償はないという問題です。それと、公共下水道についての勉強会をしなければならぬと思えます。私もいろいろな町民と相談しまして、専門家にそれぞれ自費を投入して、勉強会を開かなければならぬと考えております。そして再度申し上げますが、こういうことを住民に知らすために下水道特別委員会でやったやつを全部知らせて、もうひとつは、区域外はやって7年以上たつのは考えるということをはっきり説明をするべきだと思えます。

それと合わせて、アスベスト対策についてですが、いろいろ答弁がございましたが、今一番心配されておるのは、焼き物の方から、電気窯にも使われているのではないかとの質問がありました。また、窯を壊すので、処理後、不燃物処理場へ持って行ってよいかとの質問がありました。この場合は、受け取ってもらえるのかどうかお尋ね致します。学校施設における石綿製品および水道管の使用実態について、先程答弁にもありましたように、再調査を実施し、完全撤去を徹底するということと合わせまして、相談窓口の実施、健康相談や治療の費用負担の問題でも対策が必要です。現在、公的医療費負担はありません。被害補償制度のなかで、公費負担による住民検診を行い、被害者への救済はいかが対応されるのか。それと、住民の方に聞きました。住民の方の役場への相談は3件ありましたということですが、一人の方は、役場では対応できません、専門家をお世話しますという対応だったそうです。だいたい専門家に聞くと、審査するのに7万円位かかるというんですが、玉井さんこれはどうにかならないですかという質問もございました。こういうことを聞くと、やはり行政としてこういうことについても力を入れるべきだと思えます。先ほども言いましたように、一番には国の怠慢ではございますが、いろいろ言いましたがそういうことも含めまして、被害者が出た場合についてはどのように対応されるか質問をいたします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 公共下水道の問題は大変な問題だと認識をしております。おっしゃられるとおりで30年先がどうなるかということは私自身わかりません。私の命につきましても、明日はどうなるかもわかりません。しかし、計画というのは今時点の状況を基にして、そしてまた、将来の推測も加えてやっていかなければならぬものだと思っております。玉井議員さんも以前は公共下水道推進ということで取り組まれて、今、立ち止まって考えると、時代も変わって、これからのことを考えると合併浄化槽の方がいいのではないかというようなことであると思えます。私もその意見も十分理解はできますし、いろいろ考えておられるんだなということで敬意を表したいと思えます。私自

身もこの公共下水道を公約でやってきましたが、これに固執するわけではございませんが、やはりいろいろな観点で考えてみますと、公共下水道でするのがいいのではないかなど、そしてやはり第1期の工事が終わった時点では、やはりいろいろなことを勘案して、第2工事、第3工事と進めていくのが筋ではありますが、やはり立ち止まって考えなければならない時が来るかもしれません。そういうことで、やはりこの第1期の工事、特に住宅密集地でありますし、また、砥部におきましては、将来は減ってくるかもしれませんが、この20年あたりはお年寄りが増えるなりしても人口はあまり減らないという統計も出ております。ということで、この件につきましては、私は従来どおり公共下水道でぜひ進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。なかなか意見がかみ合わないところもございますが、これはひとつは考え方の相違、観点の相違というのもあるので、ひとつお許しをいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（田室博志） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 玉井議員さんのご質問にお答えします。まず、焼き物の電気窯にアスベストを使用しているかどうかということでございますが、使用の有無の特定に、材料を採取しまして、専門機関で分析調査をする必要があります。それと関連いたしまして、環境保全課に問い合わせがあった場合のことを言われましたが、そのことにつきましては、自分の家にアスベスト製品が使われているかどうか調査したいんだがということでございましたので、調査先としまして、現在県の方で把握しているところをご紹介いたします、という返事をさせていただきました。調査の費用でございますが、費用につきましては、定性・定量セットで約4万5千円からということでございますが、受注から3週間から1ヵ月かかるということでございます。そして今現在、県の方でどれくらいの機関で検査できるかということでございますが、今、私の手元にあるので8社くらい検査機関があるそうでございます。もしあれでしたら、後で資料をお渡しいたします。なお、これにつきましては、県のホームページに載っております。それともうひとつは、焼き物の電気窯を壊した場合の処理でございますが、この焼き物の電気窯につきましては産業廃棄物となります。産業廃棄物は町の施設では受入はできません。ということで、佐々木産業さんか、どこかの専門の業者さんに委託をしていただきまして、この辺でしたら、川内の大野開発ですかね。ああいう所で処分する必要があるかと思っております。以上で、玉井議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 以上で、玉井啓補君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。ここで昼食のため、休憩をいたします。再開は午後1時30分の予定です。

午後 0時25分 休憩

午後 1時30分 再開

- 日程第7 認定第1号 平成16年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第2号 平成16年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第3号 平成16年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 平成16年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第5号 平成16年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第6号 平成16年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第7号 平成16年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第8号 平成16年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第9号 平成16年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第10号 平成16年度砥部町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第11号 平成16年度広田村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第12号 平成16年度広田村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第13号 平成16年度広田村国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第14号 平成16年度広田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第15号 平成16年度広田村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第16号 平成16年度広田村農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第17号 平成16年度広田村介護保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第18号 平成16年度広田村介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について  
（決算特別委員長報告、質疑、討論、採決）



○議長（田室博志） 再開をします。日程第7認定第1号から日程第24号認定第18号までの歳入歳出決算認定に関する18議案を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。三谷決算特別委員長。

○決算特別委員長（三谷喜好） 決算特別委員会の審査のご報告を申し上げます。去る6月の定例会におきまして、閉会中の継続審査として当委員会に付託されました、認定第1号から認定第18号までの決算認定に関する18件について、去る7月14日・15日及び19日の3日間、本委員会を開催し、合併に伴う旧砥部町及び旧広田村の「打切り決算」について、平成16年12月末までの歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づき、担当課長より説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査した結果、平成16年度における各会計の決算は、それぞれ予算の議決目的及び旧町村の施策方針に基づき、いずれも適正に執行されていると認められました。よって、認定第1号から認定第18号までの18件は、原案のとおり認定することに決定しましたので、ここにご報告申し上げます。なお、総体的な意見・要望として、一般会計、特別会計及び公営企業会計とも経費の節減に努められ、いずれも黒字決算となっていますが、新町に引き継がれた各会計において、今後もより一層、健全かつ適正な財政運営に努力されたい。町税及び地方交付税収入の伸びが期待できない厳しい財政状況のもと、町財政の運営にあたっては、中長期的な視点に立った財政運営計画を策定され、町税はもとより、国民健康保険税、介護保険料等の徴収率の向上や、自主財源の積極的確保に努めるほか、徹底した事務・事業の見直し等による町政運営の効率化、スリム化を図りつつ、費用対効果を十分に認識した予算執行に努められたい。合併によるスケールメリットと特色を生かし、新砥部町独自の町づくりを推進しつつ、一方で、新町の行政需要の捕捉に努め、地域の均衡ある発展や一体感の醸成に意を用いられたい。少子高齢化社会を迎え、医療費を抑制するための介護予防事業などに特段の配慮を願いたい。以上の点を十分考慮のうえ、新年度の予算編成や、今後の行財政運営において、慎重な上にも前向きに取り組んでいただくよう要望いたします。以上で、決算特別委員会の報告を終わります。以上。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

認定第1号から認定第18号までの18件は一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第18号までの18件は、一括して討論、採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。おはかりします。認定第1号から認定第18号までの18議案に対

する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第18号までの決算認定に関する18議案は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

日程第25 承認第58号 平成17年度砥部町一般会計補正予算（第3号）

（専決第58号）の承認について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第25承認第58号平成17年度砥部町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼します。承認第58号について、ご説明をするとともにご承認をお願いするものでございます。お手元の承認第58号をお願いします。承認第58号専決処分第58号の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成17年9月12日提出。砥部町長 中村剛志。内容ですが、平成17年度一般会計補正予算（第3号）を専決処分しております。お手元の資料を3枚おめくりください。表紙承認第58号とついてありますものの3枚めくっていただきますと、平成17年度砥部町一般会計補正予算（第3号）が出てくると思います。平成17年度砥部町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,068万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ63億9,702万9千円とするというものでございます。これは、今回の衆議院選挙に伴います補正でございまして、内容につきましては、資料の11ページをお願いいたします。歳出の内容でございしますが、1報酬104万5千円からご覧のとおり順次職員手当等の費用でございまして、1,068万7千円全額、国庫支出金で賄っております。以上のとおりでございます。ご審議の上、ご承認をよろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

承認第58号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、承認第58号平成17年度砥部町

一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

**日程第26 報告第3号 株式会社グリーンキーパーの経営状況報告について  
（報告、質疑）**

○議長（田室博志） 日程第26報告第3号株式会社グリーンキーパーの経営状況報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 報告第3号についてご説明申し上げます。報告第3号株式会社グリーンキーパーの経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき平成16事業年度の決算の概況及び平成17事業年度の事業を次のとおり報告する。平成17年9月12日提出。砥部町長 中村剛志。経営状況の報告について、平成16事業年度貸借対照表、平成16事業年度損益計算書、平成17事業年度予算書についてご説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。貸借対照表、平成17年3月31日現在。資産の部。1流動資産決算額9,913万6,691円。2固定資産228万3,509円。3繰延資産はございません。以上、資産の部合計1億142万200円。次のページをお願いいたします。負債の部。1流動負債決算額1,161万7,733円。2固定負債、3引当金についてはございません。以上、負債の部決算額1,161万7,733円。次に資本の部。1資本金決算額1億100万円。2資本剰余金0円、3利益剰余金マイナス1,119万7,533円。従いまして当期末処理損失1,119万7,533円。資本の部合計8,980万2,467円。負債・資本の部合計1億142万200円。次のページをお願いいたします。損益計算書。経常損益の部。1売上金決算額5,317万4,704円。2売上原価0円。3販売費及び一般管理費6,731万1,328円。営業損失1,413万6,624円。4営業外収益22万7,424円。5営業外費用0円。経常損失決算額1,390万9,200円。次に特別損益の部。1特別利益決算額1,657万9,700円。2特別損失15万円。税引前当期純利益252万500円。法人税・住民税及び事業税65万5,448円。当期純利益186万5,052円。前期繰越損失1,306万2,585円。当期末処理損失1,119万7,533円。次に5ページをお願いいたします。平成17年度収支予算。収入の部。林業収入、本年度5,400万円。補助金収入1,232万5千円。営業外収入1万円。雑収入30万円。合計6,663万5千円。支出の部。額の多い支出項目についてご説明いたします。給料2,550万円。手当420万円。賞与790万円。法定福利費700万円。減価償却費200万円。修繕費350万円。燃料費400万円。支払手数料665万円。合計6,663万5千円でございます。以上で、報告第3号株式会社グリーンキーパーの経営状況報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行ないます。質疑はありませんか。18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 営業に努力をされてはおいでるようでございますが、職員11名の方がおられまして、年間実質作業しない日、もちろん雨の日、雪の日もございましょうから、出た日というのは限定されると思いますが、実際に出て仕事した日というのはどのくらいあったかということ、今わからなければ後でいいですよ。仮に梅雨ですと、土曜日、日曜日休んだ、月曜日、火曜日休んだということになるとですね。これらはロングの休みになってくる。そこらあたりは工面して土曜日でもでる、日曜日でも出るというようなことをしておるのか、そうじゃなくて雨が降っても、土曜日も日曜日は一緒よというのでは今後、経営をしていくのに成り立たんと思いますよ。そのあたりも検討してなかったら。祭日も休んだが、明くる日は雨が降った。また休んだ。もちろん休んだって何かはされるんでしょうけどね。そのあたり稼働日数がわかったら。

○議長（田室博志） 西崎課長。

○農林課長（西崎悟） 三谷議員さんのご質問にお答えします。このグリーンキーパーの社員の就業につきましては、旧広田村の職員の出勤と一緒にございまして、土曜・日曜・祝祭日等は休みとなっております。以上です。

○議長（田室博志） 18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） じゃあ。同じ質問なんですけど町長。あなたも社長なんじゃが、これでいわゆる土曜日・日曜日は休みでしたが天気でしたよ、月曜日から水曜日までは雨が降りましたよというのではできないでしょ。仕事が。そこらあたりもローテーションを考えて、今までどおり土・日曜日もあるんですか、祭日も休んでくださいをやるんですかと、やはりそこら辺りを考えていかなんだら経営が成り立たんと思いますよ。社長として。そこら辺りの考えをひとつ。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 三谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。今おっしゃられるとおりでございます。それで今、9月に役員会を開催しようということで、グリーンキーパーの方へ勤務状況、週報を私が見本を作りまして送っております。それは月曜日から日曜日までを勤務いたしまして、それから、天候を入れて、それぞれの社員の名前を書いて、何時から何時まで勤務した、どういう作業をしたと、そういうのを4月にさかのぼって出してくれということで今言っております。私も7月に社長に選任されたばかりでありますので、これから改革に手をつけるところでございますが、そういう風なことをきちんとしなければ、これは町税の無駄になります。そういうことで、作業密度を上げるということが、非常に大切であると思っておりますので、今後もよく注意をして、今後の方針についてもやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（田室博志） 他にありませんか。それでは質疑を終わります。以上で報告第3号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 27 報告第 4 号 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況報告について**  
**(報告、質疑)**

○議長（田室博志） 日程第 27 報告第 4 号有限会社砥部町産業開発公社の経営状況報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 報告第 4 号につきましてご説明申し上げます。報告第 4 号有限会社砥部町産業開発公社の経営状況報告について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 16 事業年度の決算の概況及び平成 17 事業年度の事業を次のとおり報告する。平成 17 年 9 月 12 日提出。砥部町長 中村剛志。平成 16 事業年度貸借対照表、平成 16 事業年度損益計算書、平成 17 事業年度予算書についてご説明を申し上げます。決算報告書次のページ 1 ページが打たれておると思うんですけども、貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部。流動資産 331 万 5,744 円。2 固定資産 68 万 3,624 円。無形固定資産。電話加入権でございますが、14 万 5,600 円でございます。資産の部合計 399 万 9,368 円でございます。次のページ、2 ページをお願いします。負債の部でございます。流動負債 165 万 1,098 円。固定負債でございますが 219 万 3 千円。負債の部合計 384 万 4,098 円でございます。次に資本の部でございますが、資本金 533 万円でございます。資本剰余金はございません。利益剰余金マイナス 517 万 4,730 円でございます。当期末処理損失 517 万 4,730 円。資本の部合計でございますが、帳簿上、15 万 5,270 円の黒字ということでございます。続きまして、損益計算書についてご説明申し上げます。まず、517 万 4,730 円という数字が出ておりますので、反対からご説明申し上げます。決算書の 3 ページ、今のページでございますが、下から 6 行目の当期純損失 192 万 4,029 円の内訳でございます。まず、経常損益の部でございますが、左が昨年度の実績です。右が当年度の決算ということになります。ここでは、1 売上金 1,339 万 3,175 円で対前年度比 79.21%でございます。特に宿泊売上が 57.84%落ちております。次に売上原価でございますが、200 万 7,392 円は期末たな卸高 35,850 円を含めたものでございます。売上高が少なくなっておりますので、原価自体も 78.7%と減少しております。この金額を差し引きますと、売上総利益が 1,138 万 5,783 円と算出されます。対前年度比 79.29%となっております。それに販売費や管理費の経費を差し引きますと、経常損益 117 万 463 円となります。その他特別損失として固定資産除却損 8 万 1,061 円ですとか、事業年度の法人税・事業税 7 万 2,505 円を失ったものが当期純損失 192 万 4,029 円です。それに前年度の当期末処理損失 325 万 701 円を足したものが、517 万 4,730 円となります。簡単はございますが以上で説明に変えさせていただきます。失礼しました。4 ページをお願いします。平成 17 年度収支予算書についてご説明申し上げます。収入の部。宿泊売上 760 万、賃貸料収入 66 万、売店売上 20 万、雑収入 354 万、管理受託料 800 万、合計 2 千万でございます。支出の部につきましては、大きい金額だけ申し上げます。賃金 187 万 2 千円、事務員給与 804 万、従業員賞与 201 万、厚生費

124万6千円、水道光熱費108万4千円、材料仕入高419万9千円、合計総支出額2千万円となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行ないます。質疑はありませんか。4番土居美智子君。

○4番（土居美智子） お尋ねしますが、17年度の収支予算の中の収入の部で宿泊売上で760万ですかね。予算が組まれてますけど、人数的に言ったら何人くらいを予定なさっているのか知りたいのですが。

○議長（田室博志） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 失礼します。土居議員さんの質問にお答えします。宿泊人数は平成15年度が1,083人。平成16年度が530人。平成17年の7月末までが337人となっております。平成18年度につきましては、概ね3千5百円の一人当たりの金額とそれから集団でございますと2千6百円というようなことでありまして、人数は拾ってないんですけども、そのような方向で進めたいと考えております。数字は持っておりません。

○議長（田室博志） 16番山本典男君。

○16番（山本典男） 17年度の収支予算についてお聞きしたいと思うのですが、昨年度の決算ですが、461万ですか。となっておったのが本年度の予算では760万に増えておると。将来非常に伸びると予想されておるわけですが、伸ばすためにどういった努力や対策をしておるのかお伺いしたいと思っております。昨年度はですね。町から委託した8百万というのがあってですね。それでもなおかつ2百万ほどの赤字が出ておるわけですね。それ入れてもですね。赤字が出ておるといような状況になっておるわけですが、今年はですね760万という非常に大きく売上が上がるような予想をされておる、そしてさらに従業員の賞与もですね。168万からですね。201万ということですね。そういうような状況になっておるわけですが、そのためにどういった対策をしておられるのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） それでは、この点につきまして私の方からお答えをさせていただきます。先程の土居議員さんの質問の人数は、だいたい1,500名ということですので、今までの人数から倍増ということで、これは大変な数字であると思っております。それから、山本議員さんの方からどのようにして宿泊客を増やすのかということですが、今、チラシ、それからインターネットそしてもちろん口コミというようなことをやっておりますが、大変厳しい状況でございます。私も株主総会に、先般初めて出席させていただきました。まあ、引継ぎでの収支予算それから16年度の決算を見させていただきました。まず担当者に質問したのは、前年の売上がこれだけで、この予算書をあなたは立てたけど、実際に実行できるのかということをお先に聞いたような状況でございます。しかし、この予算が前任者から出ている以上、それに近づくようにまたオーバーするように努力していかなければならないと思っております。皆様もご存知のようにこの産業開発公社は、私にとっては本当にひよこの会社であるというふうに思います。

とてもじゃないですけど、会社の体を成しておりません。これは先般、三谷議員さんも役員さんになっていただいておりますので、一緒に行って現状の中を見ていただいたわけですけど、会社の体を成してはおりません。これをどのようにしていくかこれからが大切でございます。もちろん存続というのを一番基本にして、私は考えていかなければならないということで、勤務状況から始まって、細かいところに全部メスを入れてやっております。勤務状況についても今、3名の正社員と1名のパートがおります。宿泊客、そして食事があるのが普通の月であれば5組ないし6組。7月8月の夏休みについてはかなりの宿泊ございましたが、だいたいそのぐらいの稼働でございます。他の日は全部ゼロでございます。それを如何にしていくか、これが大きな問題ではあります、コンサル等に私が個人的にお願いをしてやっていただくと、この施設ではこのままやっていくのはかなり難しい、民間に委託するか廃止するかその2つしかないというようなことを言われました。このことにつきましても、これから改善を一生懸命やって、そして来年の3月までやらせていただいて、その時点でどういうふうにするかという判断をしたいというふうに思っております。いずれにしましても、大切な町民の皆様の税金を使っておりますので、できるだけ赤字を少なくして、この1年間がんばってみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 他にありませんか。18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 先程、町長が言われましたように、私もこの会に行っておりますが、基本的には勤務している人をバッシングするつもりはないですけど、ものを考える考え方というのが基本的になっておりません、と私は思います。例えば、お客さんが急にやってくるわけではなくて、その前には1人も来ない日が続くんですね。そんな時にみんなが出勤して何ができるんですかと。もちろん掃除があるでしょ。いろいろな事があるかもしれないけど、そういうところをパートの人には考えていただいて、いかに支出を抑えるかということじゃないですか。4人が毎日来て、フルに働いて客がゼロだったら何しますか。町長、それはあなたはどうもないですか。それはやはり指摘する項目に入ると思うんですが。社長。社長でもある町長。そうして町は毎月66万6千円出しよるんですよ。その66万6千円が、広田の人みんなに恩恵があるのであれば私は何も言いませんよ。やはり経営の方法の中で、そこへ800万を毎年入れていく事がベターかどうか。今の実情にはそぐわない。決して広田をバッシングするわけではないんですよ。ご答弁を。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 今、三谷議員さんから言われたとおりで、全然ゼロの日が、先程言ったように月の25日近くあるわけです。その時にももちろん休暇も取っておりますが、4名全員が出てきておるような時もあるわけです。私はパートの人だけでも休ませてくれというふうをお願いしております。勤務時間についても必要な時だけ、申し訳ありませんけど、出勤していただくように支配人からこの支持を出してほしいということをおっしゃっております。そしてまた、1名は峡の館へ出向して売店を手伝いに行っております。その費用につきましても峡の館から、つまりは町からいただいておりますので、実際は

8百万が1千万になると思っております。そういうことを考えますと、この施設というのは非常に大きな問題があると。そして、先ほど三谷議員さんが言われましたように、この宿泊所があることによって広田の町がいろいろな面で恩恵を受けるということがあるのであれば、残すということも1つの方法としてあると思います。しかし、今のところは売上が少ないですので、ほとんどが町から補助しているのは給料になっていると。3名そしてパートの方の4名の給料にほとんどいっているとそのような状況でございます。この改善はかなり難しいという、先ほど申し上げましたようにコンサルのご意見もあります。しかし、今できることということで、10月の広報の中に、折り込みでぜひ宿泊してくださいとか、それから会議に使ってください、会食に使ってくださいというふうな折り込みを入れる手配をしております。なんとか起き上がれるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（田室博志） 他にありませんか。質疑なしと認めます。以上で報告第4号を終わります。



**日程第28 議案第84号 砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例  
（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）**

○議長（田室博志） 日程第28議案第84号砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案の説明をさせていただきます。議案第84号砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について。砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を別紙のように制定する。平成17年9月12日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、本町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事を定めるため制定するものである。それでは、条例案の内容に触れる前に、まず聞き慣れない言葉だと思います指定管理者制度とはどういうものか簡単にご説明申し上げます。地方自治法の改正によりまして、地方自治体の公の施設の従来の管理委託制度に変わりまして、指定管理者制度を適用させることになりました。指定管理者制度とは、住民のニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ると共に、経費の節減等を図ることを目的としております。指定管理者制度の予想される効用に関しましては、公の施設を民間業者が一元的に管理運営することによりまして、効率的な運営がなされます。また、このほかに当該施設の管理に要する人員の削減や経費の削減が見込まれます。今後は、従来の外郭団体や公共的団体以外の民間事業者でも、議会の議決を得られれば指定管理者として公の施設を管理運営できるようになります。ここでいう公の施設とは、文化施設、体育施設、福祉施設など、住民の福祉を増進する目的で、町が利用するために町が設置した施設を言います。このうち、指定管理者制度の対象となる施設につきましては、学校教育



法や河川法など個々の法律で、管理者が定められているものを除いた施設となります。本町の場合では、具体的に文化会館、図書館、また公民館、保育所、あと伝統産業会館、また広田地区にあります研修の宿などが考えられます。それでは条例の第1条から順を追ってご説明申し上げます。第1条、この条例は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、必要事項を定めるものであります。第2条では、指定管理者は公募が原則であることと、管理内容について行政側の提示事項を定めました。第3条では、指定管理を希望する団体が提出する書類について定めております。第4条、選定方法の基準について。第5条では、選定した後、議会の議決を得て指定すること。第6条では、協定の締結についてそれぞれ決めております。第7条では、年度終了後、指定管理者に義務付けた事業報告書の内容について。第8条では、管理の業務および経理の状況に関し、報告を求めたり、実地調査また必要な指示ができるとしております。第9条では、指定管理者の取り消し。第10条では、指定期間が満了した時、また途中で指定が取り消された場合、施設の設備、備品を原状回復しなければならないとしております。第11条では、施設の設備、備品を傷つけた場合の賠償について定めております。第12条、指定管理者が管理を通じて知り得た個人情報については適切な管理のため、第6条に定める協定に沿って、必要な措置を講ずべきものとししました。第13条は、教育委員会が所管する施設に適用する場合の読み替え規定であります。第14条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとしております。続きまして、附則の説明をいたします。この条例は交付の日から施行する。第2項では関連条例の整備として、情報公開条例に指定管理に関する情報の公開を加えております。第3項では、本文第12条を受けて、個人情報保護条例の一部改正を行いました。以上で説明を終わりますが、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（田室博志） 4番土居美智子君。

○4番（土居美智子） ページ数がないので、ページが言えないんですけども、附則のページです。後ろから2枚目ですか。附則のページの一番下の第11条、実施機関は個人情報取扱事務を云々とありまして、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないというところがあるんですけども、具体的にどういうふうな場面の時にどういうふうな措置を講じるのかお考えはあるのでしょうか。お聞きしたいと思えます。

○総務課長（明賀徹） 土居議員さんのご質問にお答えします。今、あのこれを指定管理者に委託して管理をする場合に、指定管理者が町外の方が使われた場合に、当然住所・氏名・年齢そういうことを知り得る状態になると思えます。この秘密を町内に限らず町外の方、逆に管理者が町外の方でこちらに入ってくる場合がありますが、その場合につきましても個人情報は保護しなければならないというようなことです。以上です。

○議長（田室博志） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第84号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よって議案第84号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第29 議案第85号 砥部町保育所条例の一部を改正する条例
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（田室博志） 日程第29議案第85号砥部町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 失礼します。議案第85号についてご説明申し上げます。砥部町保育所条例の一部を改正する条例。砥部町保育所条例（平成17年砥部町条例第93号）の一部を次のように改正する。第2条の表中砥部町日ノ出保育所の項を削る。附則 この条例は、平成18年4月1日から施行する。平成17年9月12日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由 日ノ出保育所の建物の老朽化及び児童数の減少等を勘案して、日ノ出保育所と麻生保育所との統廃合をすることが、安全かつ効率的な保育所運営につながるため、この案を提出するものでございます。条例第2条の表は、保育所の名称及び位置を定めているものでございます。この表から日ノ出保育所の項を削るというものでございます。この件につきましては、先ほど一般質問でもございましたけれども、保護者の方、また地域の住民の方等のご理解も得られているものと思っておりますので、平成18年度からの統合を進めたいと思っておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第85号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第85号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第30 議案第86号 砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（田室博志） 日程第30議案第86号砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部

を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは議案第86号についてご説明を申し上げます。砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。砥部町交流ふるさと研修の宿条例（平成17年度砥部町条例第133号）の一部を次のように改正する。第16条中「有限会社広田村産業開発公社」を「有限会社砥部町産業開発公社」に改める。附則 この条例は、公布の日から施行する。平成17年9月12日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由 有限会社広田村産業開発公社が有限会社砥部町産業開発公社に名称変更いたしました。6月30日の総会により名称変更することになりました。このことにより、関連する例規の改正が必要であるため改正するものです。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第86号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第86号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第31 議案第87号 損害賠償の額を定めることについて (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（田室博志） 日程第31議案第87号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 議案第87号についてご説明申し上げます。議案第87号損害賠償の額を定めることについて。道路管理瑕疵事故による損害賠償の額を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。相手方、東京都中央区銀座2丁目16-10 ヤマト運輸株式会社。事故の概要、平成17年7月17日午後5時ごろ、町道神ノ森仙波線（砥部町総津）において、7月3日及び7月10日の大雨で発生した倒木によって、通行中の車両に損壊を与えたものである。損害賠償額15万2,014円。上記の内訳、車両修理費15万2,014円。平成17年9月12日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由 道路管理瑕疵事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、提出するものであります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
16番山本典男君。

○16番（山本典男） 私、事故の事はよくわからんのですが、どのような事故で

あったか教えてください。

○建設課長（萬代喜正） 山本議員さんのご質問にお答えします。事故の発生状況でございますが、ヤマト運輸の集配車両が町道を走行中、山側から木が滑り落ちてきて、集配車はアルミで囲った荷台車でございますが、その荷台のアルミに損壊を与えたという形で、金額的にはそういう状態のもので、その部分の張替えという形の中で、事故修理費用ということでの見積で15万2千円ということになっております。それと、またこれにつきましては、現場で、運転手と町が加入しております保険会社の担当者と町で立会しまして、その中で、偶発的に起こった事故であるということで、保険で全部対応という形の中で、また、見積という金額の中で確定していただきたいと提案いたしました。以上です。その点よろしく願いいたします。

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。

議案第87号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よって議案第87号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月16日の本会議でお願いします。

~~~~~  
日程第32 議案第88号 土地改良事業の施行について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（田室博志） 日程第32議案第88号土地改良事業の施行についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 失礼します。議案第88号土地改良事業の施行についてご説明申し上げます。議案第88号土地改良事業の施行について。砥部町が行う下記土地改良事業の開始にあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。事業名 愛媛県単独補助土地改良事業。地区名 拾町。事業の概要 水路改修コンクリート二方張L=70m。事業費400万円。負担区分県40%、町40%、地元20%。2、改修後の予定管理方法 砥部町において管理。平成17年9月12日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由 土地改良法第96条の2第1項に基づき、知事に施行協議を行うため提案するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第88号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思

ます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第88号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月16日の本会議でお願いします。ここで、しばらく休憩をいたします。再開は午後2時45分の予定です。

午後 2時25分 休憩

午後 2時43分 再開

~~~~~

日程第33 議案第89号 平成17年度砥部町一般会計補正予算（第4号）

日程第34 議案第90号 平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第35 議案第91号 平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第36 議案第92号 平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）

日程第37 議案第93号 平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第33議案第89号から日程第37議案第93号までの平成17年度補正予算に関する5件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。柳田助役。

○助役（柳田稷） 議案第89号 平成17年度砥部町一般会計補正予算第4号について説明をさせていただきます。平成17年度砥部町の一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,591万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,294万1千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の総額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条 債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」による。第3条 地方債の変更は「第3条地方債補正」による。平成17年9月12日提出。砥部町長 中村剛志。今回の補正でございますが、当初予算は合併前のそれぞれの町村で編成をしております。ですから、合併当初予算は骨格予算ということで編成をしております。政策的な予算につきましては、かなりの部分6月補正に計上させていただいておりますが、一般財源の見通しが立たないため、先延ばしをしておいたもの、あるいは国、県の補助事業として内示等を受けたもの、そして7月の梅雨前線豪雨によりまして災害復旧のため経費が必要になったもの、及び人件費をお願いしております。人件費につきましては、合併前の体制の中で編成をしております、かなり4月・7月に異動しておりますので、

その調整を今回させていただいております。人事異動による組替えで約3千万円の減額となっております。また、保育所、幼稚園などの臨時賃金の予算が、9月末までの分しか計上しておりませんので、10月以降の分、約6,700万円を計上しております。それでは説明の都合上、歳出からご説明をさせていただいておりますが、この予算につきましては、各常任委員会で再度ご検討いただきますので、私の方からは極めて簡単にご説明をさせていただきます。2ページ、3ページをご覧ください。まず、1款の議会費でございますが、減額が747万7千円でございますが、これは人件費のみでございます。2款の総務費でございますが、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、生活環境費あわせまして、2,625万9千円をお願いしております。次に3款の民生費でございますが、社会福祉費、児童福祉費あわせて2,983万4千円をお願いしております。4款の衛生費でございますが、保健衛生費と清掃費あわせまして2,014万7千円をお願いしております。6款の農林水産業費でございますが、農業費と林業費をあわせまして977万4千円の補正をお願いしております。7款の商工費でございますが、1の商工費で944万6千円をお願いしております。8款の土木費でございますが、土木管理費、道路橋梁費、河川費、都市計画費、住宅費あわせまして2,084万8千円をお願いしております。9款の消防費では20万円の減額のお願いをしております。10款教育費でございますが、1項の教育総務費、2項小学校費、中学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費あわせまして、3,021万8千円をお願いしております。次の3ページでございますが、11款の災害復旧費で今回、公共土木災害復旧と農林水産業施設災害復旧あわせまして、2億7,706万3千円をお願いしております。歳出合計額4億1,591万2千円でございます。当初からの累計で68億1,294万1千円となっております。続きまして、1ページの歳入をご覧ください。只今の歳入に見合う歳入といたしまして、9款地方交付税でございますが、1億1,635万5千円を見込んでおります。11款の分担金及び負担金で1項の負担金1,041万円を見込んでおります。13款の国庫支出金でございますが、国庫負担金、国庫補助金あわせまして1億8,492万9千円をお願いしております。14款の県支出金ですが、1の県負担金と2の県補助金あわせまして816万5千円を見込んでおります。18款の繰越金ですが、1,166万1千円を見込んでおります。諸収入は雑入で9万2千円。20款の町債では8,430万円を見込んでおります。歳入の補正額は4億1,591万2千円。当初からの累計が68億1,294万1千円となっております。続きまして、4ページの第2表でございますが、債務負担行為の追加補正でございますが、陶街道五十三次事業における川登駐車場の賃借料に対する債務負担行為、18年度から22年度で87万8千円を追加をお願いをしております。続きまして地方債補正、第3表でございますが、災害復旧事業費の限度額を9,330万円に追加変更させていただいております。なお、起債の方法、利率、償還の方法等につきましては補正前と同じでございます。以上、甚だ簡単ではございますが、補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 議案第90号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。平成17年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第1条 事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,318万2千円を追加して、歳入歳出それぞれ18億1,774万5千円とし、施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,102万円を追加して、歳入歳出それぞれ1億2,278万8千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。平成17年9月12日。砥部町長 中村剛志。それでは第1表によりまして、内容の説明をさせていただきます。1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。まず、事業勘定の歳入でございますが、3款1項、国庫負担金につきましては、4,032万円の減額としておりますけど、これにつきましては、制度改正に伴う療養給付費等の負担率の縮減と前年度実績に伴いまして、追加交付があったことによるものでございます。2項の国庫補助金につきましては、1,006万9千円の減額でございますが、これにつきましては、財政調整交付金の縮減によるものでございます。5款2項の県補助金につきましては、5,437万6千円の増額ということでございます。これにつきましては、制度改正に伴う予算の組換え等によるものであります。9款以降の繰越金につきましては、前年度からの繰越でございます。以上、歳入補正予算の合計額が1,318万2千円の増額ということになります。それから2ページの歳出でございますが、2款1項につきましては、398万7千円の増額でございます。8款1項の償還金及び還付加算金につきましては、919万5千円の増額でございます。これは前年度実績に基づいたものであります。以上、歳出補正予算の合計額が1,318万2千円の増額ということになっております。次に3ページ、4ページをお願いします。続きまして施設勘定でございます。歳入につきましては、8款1項、他会計繰入金といたしまして一般会計から1,102万円を繰り入れるものでございます。歳出につきましては、1款1項施設管理費におきまして、人件費分として1,102万円の増額計上させていただいたものでございます。以上、簡単でございますけれども、議案第90号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 大西生きがい推進課長。

○いきがい推進課長（大西潤） 議案第91号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。保険事業勘定の歳入歳出予算補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,264万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ13億6,098万8千円とするものです。従いまして、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。2ページをご覧ください。歳出よりご説明申し上げます。補正額の欄をご覧ください。1款総務費1項、総務管理費におきまして、697万2千円を計上しております。これは、介護保険法の改正に伴うシステム改修委託料等でございます。3項、

介護認定審査会費6万6千円を計上しております。これも、介護保険法改正によるもので、第1次介護認定モデル事業の実施に伴う伊予地区介護認定審査会への負担金でございます。5項、計画策定委員会費におきましては、38万3千円の減額補正でございます。6款諸支出金1項、償還金及び還付加算金におきまして、3,598万7千円を計上しております。これは、平成16年度介護給付費負担金交付額の確定による国庫負担金等の返還金でございます。以上、歳出合計4,264万2千円を計上しております。これらの財源につきましては、1ページの歳入をご覧ください。補正額の欄をご覧ください。3款国庫支出金2項国庫補助金におきまして、介護保険事業費の補助金で37万4千円。7款繰入金1項、一般会計繰入金で介護保険事業の事務費で310万4千円。8款1項繰越金で、平成16年度からの繰越金で3,916万4千円。歳入合計4,264万2千円を計上しております。以上で議案第91号のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 議案92号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。平成17年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ8,654万7千円とする。第2項は省略させていただきます。平成17年9月12日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、共済組合への負担金に不足額が生じたため、補正をお願いするものでございます。まず、2ページ歳出でございますが、1款1項、浄化槽点検管理費1目経営費4節共済費で128万8千円。共済組合負担金を追加するものでございます。その財源でございますが、1ページ歳入の5款1項繰越金1節繰越金で保守点検事業繰越金の128万8千円追加するものでございます。以上で議案第92号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 失礼します。議案第93号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,098万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,034万4千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。平成17年9月12日提出。砥部町長 中村剛志。1・2ページをお願いいたします。第1表でご説明いたします。まず、2ページの歳出の方からご説明させていただきます。1款1項、公共下水道事業費で今回1,098万円の補正をお願いするものでございますが、今回は人事異動に伴います人件費の補正をお願いするものでございます。その財源でございますが、1ページをご覧ください。2款1項の他会計繰入金で1,098万円の繰入をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い

い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
17番玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 一般会計の第2表の債務負担行為補正で、陶街道53次事業87万8千円。これを見ますと、観光費のうち、これは31ページですが、土地借上料9万8千円、工事請負費285万3千円ということでございますが、18年から22年の計画であるようでございますが、私の計算間違いかもしれませんが、87万8千円を単純に5で割ると17万3千円になるのではないかと思います。それから、この借上料と工事費の不明点は、場所とそれから何台くらい停められるかということをお尋ねいたしたいと思います。それから次に、公共下水道特別会計補正予算の9ページの公共下水道事業の中で、先程の説明の中では、給与という説明があったんですが、これは17年度ですから、来年の3月まであと半年くらいしかないんですが、これ589万円。一般職。これは1名ですか。何名分かお尋ねをしたいと思います。

○議長（田室博志） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 玉井議員さんの公共下水道の給与補正の件についてご説明申し上げます。昨年、当初で組んだ時には下水道課というのはございまして、課長1名分は空の状態でした。今回、お金のある間引っ張っていたんですが、お金がなくなりましたので補正させていただきました。以上です。

○議長（田室博志） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 陶街道53次の内訳について、ご説明申し上げます。先程の場所でございますけれども、川登でございます、坪内家のちょうど橋を渡ったところの、番地がちょっとわからないんですけれども、渡ったところの北側の田でございます。面積におきましては942㎡でございます。ここは陶街道53次の地域の拠点として整備するということでございまして、今後、いろいろな休憩所等として活用していきたいというふうに考えております。なお、駐車台数につきましては、26台の予定でございます。それから、金額でございますが、土地借用料につきましては、5年間の契約になってございまして、工事費も必要でございます、すぐに返すということではできませんので、5年間の契約にさせていただきます。17年度の金額が9万8千円でございますが、18年度が19万5千円。19年度も同じく21年度も同じでございます、22年度の半期までということでございます。以上でご説明を終わります。

○議長（田室博志） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） この土地の借上げはやぶさかではないんですが、車が26台、常時いるのか稼働率というのは計算しておられるのかお尋ねいたします。土曜日とか日曜日とかは多いのかもしれませんが、普通の日がガラガラではないかなと思うのですが、稼働率がいくらと思われているのかお尋ねいたします。それから、先程の公共下水道の問題ですが、課長がおらなんだんですか。そういうことで、これが来年の3月までの予算ですか。9月から来年の3月までですけど、約1千万円近くですが、共済費も含めて1千万ですが、この額にびっくりするんですが、そこら詳しく教えてください。

○議長（田室博志） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 只今の玉井議員さんのご質問にお答えします。先程、私はお金がなくなってというご説明をしたんですが、当然お金がなくなったから補正をしたんですけれども、その補正に合わせまして、本来、公共下水道課で支出すべき課長分の給料を一般会計で組んでいたわけなんですけど、振り替えました。そしてここへは、振り替えた関係でそのままあがってきております。以上です。

○議長（田室博志） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 失礼します。玉井議員さんからどれくらいの稼働率があるかという質問でしたが、私ども、計算上では1日あたり30台前後の需要を見込んでおります。なおかつですね。来場者の安全の確保、それから休憩場所として、これから十分に活用していきたいと考えております。

○議長（田室博志） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第89号から議案第93号までの平成17年度補正予算に関する5件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第89号から議案第93号までの平成17年度補正予算に関する5件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第38 認定第19号 平成16年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第39 認定第20号 平成16年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第40 認定第21号 平成16年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第41 認定第22号 平成16年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第42 認定第23号 平成16年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について

日程第43 認定第24号 平成16年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について

日程第44 認定第25号 平成16年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

日程第45 認定第26号 平成16年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 46 認定第 27 号 平成 16 年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 47 認定第 28 号 平成 16 年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 48 認定第 29 号 平成 16 年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 49 認定第 30 号 平成 16 年度砥部町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
(説明、質疑、決算特別委員会付託)

○議長(田室博志) 日程第 38 認定第 19 号から日程第 49 認定第 30 号までの平成 16 年度歳入歳出決算認定に関する 12 件を一括議題とします。本案について説明を求めます。佐川収入役。

○収入役(佐川秀紀) 認定第 19 号平成 16 年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。今議会に提案させていただいております一般会計及び特別会計すべての決算につきましては、砥部町と広田村が合併をし、平成 17 年 1 月 1 日に新町が発足したことによりまして、旧町村から引き継いだ予算を一本化しております。17 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 3 ヶ月の決算であります。既に両町村での 12 月末日までの決算につきましては終えております。歳入歳出共に、予算額と収入支出の差額が大きくなっておりますが、旧町村からの予算を引き継いだ関係で、予算調整が行われていないためでございます。差額については、実質収支に関する調査でおわかりいただけたと思います。また、今回の決算認定につきましては、議会決算特別委員会を設けてご審議いただけたとお伺いしておりますので、内容につきましては簡潔にご説明をさせていただきます。それでは 2 ページ・3 ページをご覧ください。歳入でございますけれども、町税のところでは不納欠損が 1,728 万 4,887 円、収入の未済額として 1 億 2,871 万 3,205 円出ております。次のページをお開きください。4 ページ、5 ページでございますけれども、歳入の合計でございますが、予算現額 31 億 2,208 万 2 千円に対しまして、調定額が 35 億 9,121 万 3,209 円。収入済額が 34 億 4,516 万 9,517 円。先程ご説明しましたように不納欠損額が 1,728 万 4,887 円、収入未済額が 1 億 2,875 万 8,805 円。予算現額と収入済額との比較で△3 億 2,308 万 7,517 円出ておりますけれども、これは予算に対して収入が増であったということでもあります。次のページをお開きください。歳出でございますけれども、この歳出につきましては、中ほどの衛生費のところでは翌年度繰越額として、3,405 万 2 千円を繰越させていただいております。次のページをご覧ください。8 款の土木費で 5,790 万 6 千円の繰越額を翌年度へお願いをしております。11 款の災害復旧費のところでも、8,097 万 4 千円の繰越を翌年度へさせていただいております。歳出合計でございますけれども、予算現額が 31 億 2,208 万 2 千円。支出済額 27 億 4,137 万 6,610 円となっております。それですと進んでいただきまして、156 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますけれども、先程もご説明いたしましたように、歳入総額が 34 億 4,517 万円。歳出総額が 27 億 4,

137万7千円。歳入歳出差引額が7億379万3千円。繰越明許費の繰越額、これ一般財源でございますけれども、8,135万4千円。実質収支でございますけれども、6億2,243万9千円。この額が両町村の新町での実質収支の額となっております。それでは、次のページをお開きください。財産に関する調書でございますけれども、ここでは本年度中の増減のみをご説明させていただきます。158ページの中ほどで公共用財産のその他施設というところで、土地の欄に13.65㎡の増がございますが、これにつきましては、生きがいの家を一部売却した面積が110.35㎡。公衆用道路として、田中スーパーさんへの入り口部分の寄附を受けた面積が124㎡。差引いたしまして13.65㎡増ということでございます。続きまして、164ページをお開きください。基金についてご説明を申し上げます。ここでは、財政調整基金で決算年度中の減ということによって2億9,385万3千円の減で、決算年度末現在高が2億716万3千円となっております。減債基金としましては、千円の増で4,777万9千円。ふるさと創生基金につきましては、1億573万円の減で3億7,890万円。ふるさと水と土の基金につきましては変わりはございません。まごころ基金につきましては、2千円の増で776万1千円。福祉基金では44万1千円の増で1,056万1千円。とべの館運営基金で295万5千円減額で1億991万9千円。とべ温泉運営基金が2万円の増で5,507万円。梅野奨学基金につきましては変更ございません。町営住宅建設積立金につきましては、500万円の減で361万6千円。土地開発基金につきましては、現金で3万8千円増で1億3,967万2千円。浄化槽保守点検事業運営基金につきましては、200万円の増で200万円。浄化槽町有施設管理基金、奨学基金につきましては変更ございません。合計で現在のところ、15億8,467万7千円の基金費となっております。以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 失礼します。私の方からは認定第20号及び認定第21号についてご説明申し上げます。まず認定第20号の国保事業特別会計の決算についてでございますが、事業勘定、施設勘定の順でご説明申し上げます。166、167ページをお開きくださいますようお願いいたします。これが事業勘定の歳入でございます。大きなものとしては、国民健康保険税、国庫支出金等でございます。10款の3項、雑入でございますが、1億2,500万円ほどございますが、これにつきましては、旧両町村の決算余剰金が主なものでございまして、収入済額7億4,944万3,358円ということになっております。それから次、168、169ページをお願いいたします。こちらが歳出でございますが、1総務費につきましては事務的なものでございまして、主なものとしましては、保険給付費、それから老人保健の拠出金かなりのウェイトを占めておるといふ決算でございます。歳出の合計が4億8,827万4,306円ということでございます。194ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額7億4,944万3千円から歳出総額4億8,827万4千円を差し引きまして、2億6,116万9千円というのが実質収支ということ

でございます。その下のほうにございます財産に関する調書でございますが、これにつきましては、国保の財政調整基金でございます。前年度末というふうになってございますが、これは12月末の合併の時ということでございまして、旧砥部、広田合わせまして2億9,040万1千円ということで、この3ヵ月中いいますか、この期間中の増減はございません。以上が事業勘定でございます。次に196、197ページをお願いいたします。ここからが施設勘定でございます。まず歳入でございます。主なものとしましては、1款の診療収入、8款の繰入金でございます。こちらについては歳入合計4,831万3,533円でございますが、これ勘定、収入ともに同額ということで収入未済額はございません。198、199ページをお願いいたします。施設勘定の歳出でございます。1款総務費につきましては人件費等の支出、2款医療費につきましては内科、歯科等に伴う経費ということでございます。歳出の合計が3,653万647円という決算になってございます。次に218ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,831万4千円から歳出総額3,653万1千円を差し引きまして、1,178万3千円が実質収支額ということになっております。以上が認定第20号でございます。

続きまして、認定第21号の16年度の老人保健特別会計の決算についてご説明申し上げます。220、221ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、1款支払基金交付金というのがかなりのウェイトを占めております。それから、国庫支出金でございます。それから6款の3項、雑入でございますが、これが2,399万9,030円という決算でございますが、旧砥部町、旧広田村の決算余剰金が主なものでございまして、歳入合計でございますが、勘定、収入ともに6億6,116万8,011円ということになっております。222、223ページをお願いいたします。歳出でございます。これにつきましても大きなものにつきましては医療諸費ということでございまして、医療の現物給付、現金給付、審査支払手数料が主なものでございます。歳出の合計が、6億6,116万8,011円ということになります。236ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入、歳出どちらも同額でございまして、差引ゼロとなっております。以上で認定第20号、認定第21号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 大西いきがい推進課長。

○いきがい推進課長（大西潤） 認定第22号平成16年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。238ページをご覧ください。歳入でございますが、これの主なものについてご説明申し上げます。1款介護保険料の収入済額が5,237万1千円。これは第1号被保険者の保険料でございます。そして3款の国庫支出金でございますが、これは国庫負担金、国庫補助金を含めて、1億4,998万60円の収入となっております。そして、5款の県支出金は県負担金、委託金合わせまして、6,780万5,721円の収入となっております。そして9款の諸収入でございますが、4,804万9,734円の収入となっておりますが、これにつきましては、雑入で旧砥部町、旧広田村の合併による剰余金でございます。歳入合計につきまし

ては、4億8,610万4,711円となっております。次のページをご覧ください。  
歳出でございますが、主なものにつきまして、1款の総務でございますが、これにつきましては、介護保険に要する事務費でございます。1,145万1,872円を支出しております。続きまして、2款の保険給付費でございますが、介護サービス、支援サービス等の給付費でございます。4億2,974万4,437円を支出しております。歳出合計は4億4,693万8,475円でございます。264ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額4億8,610万5千円。歳出総額4億4,693万8千円。歳入歳出差引額3,916万7千円。実質収支額3,916万7千円でございます。次に、財産に関する調書についてでございますが、介護保険事業運営基金でございます。前年度末現在高は1,417万5千円。決算年度中の増でございますが、479万円の増。決算年度末現在高が1,896万5千円となっております。以上で事業勘定の説明を終わります。続いて介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。266ページをご覧ください。歳入でございますが、1款の介護サービス収入で、915万5,795円の収入でございますが、これは介護給付費といたしまして、国保連合会から入金される居宅介護サービスの事業費等でございます。そして、自己負担金が100万557円の収入となっております。そして、諸収入でございますが、雑入といたしまして231万2,496円が収入となっております。これにつきましては、旧広田村においての一般会計繰入金の剰余金でございます。歳入合計が1,146万8,291円でございます。次のページをご覧ください。歳出でございます。総務費はございません。サービス事業費でございますが、居宅介護サービス事業費といたしまして、644万円を支出しております。これは社会福祉法人広寿会への居宅介護サービス事業費の委託料でございます。歳出合計644万円でございます。276ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,146万8千円。歳出総額644万円。歳入歳出差引額502万8千円。実質収支額502万8千円でございます。以上で介護サービス事業勘定の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 認定第23号平成16年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。278ページ、279ページでお願いします。それでは、とべの館特別会計の歳入についてご説明申し上げます。1款売店収入531万6,505円。これはとべ動物園の来園者の利用でございます。531万6,505円でございます。2款諸収入546万2,491円。これは平成16年4月から12月までの余剰金でございます。546万2,428円が主なものです。続きまして、3款財産収入につきましては1万7,588円。繰入金300万。歳入合計1,379万6,584円でございます。次のページをお願いします。歳出につきましては、1款運営費でございます。1,202万2,261円。パートタイマー5名および商品仕入れ金等々でございます。続きまして2款諸支出金4万5千円。歳出合計1,206万7,261円でございます。290ページをお願いいたします。実質収支に関する調書の歳入総額1,379万7千円。歳出総額1,206万7千円。歳入歳出差引額173万。

実質収支額 173 万でございます。続きまして、第 24 号の平成 16 年度とベ温泉特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。292 ページ、293 ページをお願いいたします。歳入でございますが、収入済額を申し上げます。1 款事業収入 1,484 万 4,867 円。開館日数 84 日分でございます。2 款諸収入 654 万 6,758 円。このうちの 654 万 6,681 円。これは 12 月までの旧町の余剰金でございます。3 款財産収入 4,136 円。基金預金利子でございます。歳入合計 2,139 万 5,761 円。続きまして、次のページをお願いいたします。294、295 ページだと思います。歳出について、1 款温泉運営費 1,518 万 5,267 円。これは賃金 18 名分と飲食部門の仕入れ等々でございます。2 款諸支出金 2 万円。基金積立金となっております。歳出合計 1,520 万 5,267 円となっております。302 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書。1 歳入総額 2,139 万 6 千円。2 歳出総額 1,520 万 5 千円。歳入歳出差引額 619 万 1 千円。実質収支額 619 万 1 千円となっております。以上終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） それでは認定第 25 号砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。304 ページをお願いいたします。歳入でございますが、1 款 1 項の財産運用収入の収入済額は、1,774 円でございます。預金利子でございます。4 款 1 項の雑入、74 万 3,390 円。これは旧町からの繰越財源でございます。収入済額合計は 74 万 5,160 円となっております。次のページをお願いいたします。歳出ですが、1 款 1 項の奨学資金費でございます。68 万 8 千円。不用額 3 万 2 千円残っておりますが、これは 2 月、3 月分で 1 名減となったために 2 ヶ月分不用となったものでございます。続きまして 314 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 74 万 5 千円。歳出総額 68 万 8 千円。歳入歳出差引額 5 万 7 千円。実質収支額 5 万 7 千円でございます。続きまして、認定第 26 号砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。316 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 款 1 項、財産運用収入の収入済額は 25 円でございます。2 款の基金費及び 3 款の諸収入につきましては収入はございません。歳入合計 25 円。続きまして次のページをお願いいたします。歳出でございますが、1 款 1 項基金費は支出済額はございません。支出済額はゼロとなっております。これは、新年度に新町になってから特別会計を制定させていただきましたので、新町 3 ヶ月分につきましては利息等のみでございます。続きまして、326 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。単位が千円単位となっておりますので、歳入・歳出総額、歳入歳出差引額、実質収支額それぞれゼロとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 続きまして、認定第 27 号平成 16 年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。328、329 ページをお願いいたします。歳入でございますが、諸収入として、収入済額のところをお願いいたし

ます。18万3,150円の収入でございます。うち、18万3,149円は雑入として、旧町の決算余剰金が入っております。続きまして、2款財産収入でございますが、財産運用収入として1万865円の歳入がございます。合計19万4千15円の歳入でございます。330ページ、331ページをお願いします。歳出でございますが、1款公共用地先行取得事業費として、支出済額1万3千円。旧町の決算書の印刷費でございます。2款諸支出金の1項基金費として、3万8,516円。合計5万1,516円の支出でございます。338ページをお願いいたします。実質収支の関係でございますが、歳入総額19万4千円。歳出総額5万2千円。歳入歳出差引額14万2千円。実質収支額14万2千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 失礼します。認定第28号平成16年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。340、341ページをお願いします。歳入でございますが、1款1項事業収入3,600万9,150円でございます。3款財産収入1項財産運用収入1,008円でございます。5款収入2項預金利子492円でございます。3項雑入2,603万5,803円は旧町決算余剰金が主なものでございます。以上、歳入合計が6,204万6,453円でございます。続きまして、342、343ページをご覧ください。歳出1款1項浄化槽点検管理費2,371万4,525円。2款諸支出金、1項基金費で200万円。歳出合計2,571万4,525円でございます。354ページをご覧ください。浄化槽特別会計の実質収支に関する調書でございますが、1歳入総額6,204万6千円。2歳出総額2,571万5千円。3歳入歳出差引額3,633万1千円。5実質収支額3,633万1千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 認定第29号平成16年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。356、357ページをお願いいたします。1款使用料及び手数料でございますが、74万2,410円。3款国庫支出金は7,070万円。4款県支出金は2,100万円。5款繰入金が1,015万2千円。7款諸収入で100万8,059円。これは広田村からの繰越の剰余金でございます。8款町債は2,940万円で歳入合計1億3,300万2,469円でございます。次のページをお願いします。歳出でございますが、1款事業費でございますが、1億2,221万547円。これは広田地区の処理場の維持管理費と総津地区の管渠工事費でございます。2款公債費で518万2,547円。歳出合計1億2,739万3,094円となっております。一番最後の370ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億3,300万2千円。歳出総額1億2,739万3千円。歳入歳出差引額560万9千円。実質収支額560万9千円でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 辻水道課長。



○水道課長（辻充則） それでは、認定第30号平成16年度砥部町水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算書の1ページをお願いします。収益的収入及び支出のまず収入でございますが、第1款上水道事業収益の決算額は9,340万1,928円でございます。次に第2款簡易水道事業収益の決算額は124万9,730円でございます。以上、収入合計は9,465万1,658円となります。続いて2ページをお願いします。支出でございますが、第1款上水道事業費用の決算額は、9,508万8,033円でございます。第2款簡易水道事業費用の決算額は283万3,021円でございますので合計は、9,792万1,054となります。次に3ページの資本的収入及び支出のうち、まず収入でございますが、第1款上水道資本的収入の決算額は168万5千円でございます。第2款簡易水道資本的収入はゼロでございますので、合計は168万5千円となります。4ページをお願いいたします。第1款上水道資本的支出の決算額は4,013万2,670円でございます。第2款簡易水道資本的支出の決算額は139万3,812円でございます。従いまして、支出合計は4,152万6,482円となります。ここで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,984万2千円につきましては、資本的収支調整額26万7千円と引継補填財源3,957万5千円で補填したところであります。次に、5ページの水道事業損益についてご説明申し上げます。まず、営業収益の計は8,928万4,389円ございまして、この費用の合計は6,452万1,579円でございますので営業利益が2,476万2,810円となります。次に、営業外収益が96万9,390円ございまして、この営業外費用が3,033万3,903円ですので、営業外収益は2,936万4,513円の赤字となります。従いまして、経常損失が460万1,703円となります。また、特別損失は145万6,286円ございましたので、当年度1月から3月期の純損失が発生しました。605万7,989円となります。12月期までの繰越利益剰余金が5,666万1,231円ございましたので、3月末未処分利益剰余金は5,060万3,242円となります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（田室博志） ここで決算審査の報告を山本監査委員が行います。山本監査委員。

○監査委員（山本典男） 決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されました、平成16年度新砥部町一般会計、各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算について、大西容介監査委員とともに、去る8月23日・24日の2日間、決算審査を実施しました。審査にあたっては、歳入歳出決算書と関係帳簿・証書類の照合確認を行い、各担当課長より予算執行の状況、事務事業の実績等の説明を求め、予算執行状況の適否について審査しました。審査の結果、各会計の決算は、いずれも計数的には正確であり、適正妥当であると認められました。しかし、普通会計では、年間を通じた合算額で見た場合の比較分析では、公債比率が15.7%から18.0%に、また、経常収支比率が80.9%から84.7%に上昇するなど、財政の弾力化が失われつつあり、硬直化が進んでいる事が見受けられます。また、起債の残高がふくらんでいることから、財政改革を一段と進め、財政運営に当たっては一層の効率的・効果的展開を図られたい。水道

事業会計においては、第7次拡張事業で借入れた企業債の償還が始まっており、費用負担が増加するため、引き続き経営の合理化に努力すると共に、広田地区の簡易水道の有収率の向上に努められたい。なお、その他の詳細につきましては、決算審査意見書によりご了承をいただきたいと思います。以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（田室博志） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。認定第19号から認定第30号までの平成16年度歳入歳出決算認定に関する12件については、決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって認定第19号から認定第30号までの12件については、決算特別委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。委員会の審査報告は、12月定例会において、委員長よりお願いします。以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午後 3時53分 散会

平成17年第3回定例会（第2日） 会議録

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                              | 平成17年9月16日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 招集場所                               | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 開 会                                | 平成17年9月16日 午前13時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 応招議員                               | 1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一<br>4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰<br>7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博<br>13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男<br>16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好                                                                                 |  |
| 不応招議員                              | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 出席議員                               | 出席議員は、応招議員の18名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 欠席議員                               | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職、氏名 | 町 長 中村 剛志      助 役 柳田 穫<br>収入役 佐川 秀紀      教育長 佐野 弘明<br>総務課長 明賀 徹      広田支所長 上岡 洋一<br>企画課長 藤田 正純      監理財政課長 松下 行吉<br>税務課長 武智 充吉      住民サービス課長 丸本 正和<br>民生こども課長 正岡 修平      生きがい推進課長 大西 潤<br>健康づくり課長 相原 宜紀      学校教育課長 松村 昇二<br>生涯学習課長 大野 哲郎      環境保全課長 日浦 昭二<br>商工観光課長 相田由紀夫      農林課長 西崎 悟<br>建設課長 萬代 喜正      下水道課長 東岡 秀樹<br>水道課長 辻 充則 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                 | 議会事務局長 原 田 公 夫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 会議録署名                              | 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 議員の指名                              | 9 番 栗林 政伸      10 番 土居 英昭                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |

平成17年第3回砥部町議会定例会

平成17年9月16日（金）

午後1時30分開会

○議長（田室博志） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第84号 砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第1議案第84号砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る9月12日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第84号砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について、審査の結果をご報告申し上げます。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものです。今回、指定管理者制度の導入にあたり、その指定管理者の指定手続等に関し、必要な事項を定める条例を制定するものであります。また、附則において関係条例の一部改正をおこなっています。よって、議案第84号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第84号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第84号砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第85号 砥部町保育所条例の一部を改正する条例  
（厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第2議案第85号砥部町保育所条例の一部を改正する条例につ

いてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る9月12日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第85号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第85号砥部町保育所条例の一部を改正する条例については、日ノ出保育所の建物老朽化及び児童数の減少等を勘案し、日ノ出保育所を本年度をもって廃止し、麻生保育所との統合をすることで、効率的な保育所運営をするものであります。よって、議案第85号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第85号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第85号砥部町保育所条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第86号 砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例 (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第3議案第86号砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る9月12日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第86号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第86号砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例については、第16条に定める管理委託先である有限会社の名称変更に伴う、条例の一部改正を行なうものであります。よって、議案第86号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第86号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第86号砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第87号 損害賠償の額を定めることについて

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第4議案第87号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る9月12日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第87号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の損害賠償は、平成17年7月17日午後5時頃、砥部町総津の町道神ノ森仙波線において、7月3日及び10日の大雨による倒木で通行中の車両に損害を与えたもので、地方自治法第96条第1項第13号により損害賠償の額を定めるものがあります。よって、議案第87号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第87号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第87号損害賠償の額を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第88号 土地改良事業の施行について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第5議案第88号土地改良事業の施行についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る9月12日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第88号について、審査の結果をご

報告申し上げます。土地改良法第96条の2第1項の規定に基づき、市町村が土地改良事業を行なう場合は、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないと規定されております。今回、拾町地区で行なう水路改修の土地改良事業は必要な事業であると認められ、同法第2項の規定によりあらかじめ議会の議決を必要とするものであります。よって、議案第88号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第88号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第88号土地改良事業の施行については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第89号 平成17年度砥部町一般会計補正予算（第4号）

日程第7 議案第90号 平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第91号 平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第92号 平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第93号 平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）  
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第6議案第89号から日程第10議案第93号までの平成17年度補正予算に関する5件を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る9月12日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第89号平成17年度砥部町一般会計補正予算第4号、議案第92号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号、議案第93号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第1号について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第89号一般会計補正予算第4号のうち、当委員会に所管する項目について、環境衛生費では、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料4

50万円、浄化槽設置費補助金33万9千円を、塵芥処理費では、美化センター管理運営費1,159万7千円、埋立処分場管理運営費56万2千円を、農地費では、町単独災害復旧事業費補助金28件分800万円を、果樹産地等総合整備事業費では、みかん産地再編対策事業補助金266万9千円、21世紀型農業産地育成事業補助金622万4千円を、林道維持費では、農林道施設災害復旧補助金200万円を、観光費では、陶街道五十三次事業で川登駐車場整備工事費等295万1千円を、陶芸創作館費では、作業室増設工事費372万8千円を、道路維持費では、町道崩土取り除け等機械借上げ料110ヵ所分820万8千円を、道路新設改良費では、町道外山影の付線改良工事費1,700万円を、砂防費では、川中地区がけ崩れ防災対策工事測量調査設計委託料170万円を、公共下水道費では、特別会計への人件費繰出金1,098万円を、公園費では、総合公園遊具保守点検委託料23万6千円、金比羅山公園補修工事費160万円を、住宅費では、公営住宅大南団地解体工事費の減額685万円を、災害復旧費では、公共土木施設現年災害復旧費工事費32件分1億6,800万円、農業用施設現年災害復旧工事費38件分9,400万円、林業施設現年災害復旧工事費1件分199万8千円を、その他、人事異動等に伴う人件費補正を行っているが、いずれも必要経費の補正をするものであります。

次に、議案第92号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号及び議案第93号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第1号については、人件費補正を行っているものであります。よって、議案第89号、92号、93号については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る9月12日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第89号、90号及び91号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第89号平成17年度砥部町一般会計補正予算第4号のうち当委員会に所管する項目については、障害者福祉費では、義足給付費及び児童居宅生活支援費220万円を、老人福祉費では、高齢者福祉計画印刷代20万円、高齢者福祉計画策定委託料の減額58万3千円、地域安らぎの場整備支援事業補助金90万円を、国民健康保険総務費では国保特別会計施設勘定への人件費繰出金1,102万円を、介護保険総務費では、事務費繰出金310万4千円を、保育所費では、広域保育委託料217万円を、児童措置費では、16年度児童手当国庫負担金返還金304万3千円を、予防費では、予防接種手帳印刷代23万1千円を、保健センター費では、旧母子センター取り壊し工事設計委託料52万5千円を、その他各項目において人事異動等に伴う人件費補正や、臨時雇い賃金等を計上しております。

次に議案第90号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の事業勘定については、16年度の医療費等の精算に伴い一般保険者療養給付費398万7千円、療養給付費負担金返還金438万6千円、退職者医療療養給付費等交付金返還金481万円を補正をするものであります。財源は、国庫負担金及び繰越金で賄っております。施設勘定では人件費1,102万円を補正しており、財源は一般会計よりの繰入金で賄ってい



ます。

次に、議案第91号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号の保険事業勘定では、介護保険法改正に伴うシステムの改修委託料等697万2千円、介護認定審査会費負担金6万6千円、介護保険事業計画策定費58万3千円の減額、事業計画の印刷代20万円、国庫負担金等償還金3,598万7千円を補正しており、財源は繰越金、一般会計繰入金、国庫補助金で賄っています。

以上、議案第89号、議案第90号及び議案第91号の3議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。なお、その他で、本町の高齢者の健康づくりシステムについて協議を行ない、早急に町長主導の元、関係各課が連携し、一体的に実践活動に取り組んでいただくよう要望致しました。

○議長（田室博志） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る9月12日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第89号平成17年度砥部町一般会計補正予算第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。当委員会に所管する項目については、財政管理費では、決算統計システムプログラム修正委託料16万8千円を、財産管理費では、広田支所警備委託料22万9千円を、諸費では、職員研修委託料30万円を、税務総務費では住民税システム及び申告システム改修委託料142万8千円を、賦課徴収費では、町民税当初賦課パンチ委託料57万3千円、過年度還付金604万円を、非常備消防費では、退団者記念品代等15万円、伊予地区消防団連合会負担金35万円の減額を、教育費の教育総務費では、社会科副読本印刷代302万円、山村留学センター費では、児童募集広告掲載委託料20万円を、小学校費学校管理費では、砥部小学校の修繕費56万7千円を、中学校費教育振興費では、四国・全国大会選手派遣費45万円を、文化財保護費では、砥部小で実施するえひめこども文化体験劇場委託料11万5千円を、公民館費では、広田地区公民館アスベスト調査委託料11万5千円、とべ陶街道文化まつり活動事業費等82万4千円を、図書館費では、図書購入費70万7千円増額を、体育施設費では、砥部中防球ネット修繕115万5千円を、総合公園体育施設費では、非常灯用蓄電池交換25ヵ所分66万7千円を、その他各項目において人事異動に伴う人件費補正や臨時雇い賃金の補正をするものであります。歳入については、地方交付税1億1,635万5千円、負担金1,041万円、国庫支出金1億8,492万9千円、県支出金816万5千円、繰越金1,166万1千円、諸収入9万2千円、町債8,430万円となっています。債務負担行為については、陶街道五十三次事業の駐車場賃借料が上げられています。いずれも必要な補正がなされていると認められます。よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第89号平成17年度砥部町一般会計補正予算第4号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第89号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第89号平成17年度砥部町一般会計補正予算第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田室博志） 議案第90号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第90号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第90号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田室博志） 議案第91号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第91号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第91号平成17年度砥部町介護事業特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田室博志） 議案第92号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第92号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第92号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田室博志） 議案第93号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第1

号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第93号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第93号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 請願第1号 非核平和自治体宣言を求める請願について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第11請願第1号非核平和自治体宣言を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る9月12日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号非核平和自治体宣言を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。人類に筆舌に尽くしがたい被害を与えた広島・長崎の原爆投下から60年を迎えました。しかし、今だ核と戦争の脅威から人類は解き放たれていません。唯一の被爆国として、世界からすべての核兵器が廃絶され、平和な社会が実現することが国民の願いであります。旧砥部町では昭和61年3月に、旧広田村では平成6年9月に非核平和宣言を行っています。新砥部町においても非核自治体宣言をすることは有意義であると考えます。よって、請願第1号は採択することに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

請願第1号の採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって請願第1号非核平和自治体宣言を求める請願については、採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第12 陳情第1号 拾町・重光地区の排水対策に伴う農業用水路改修の陳情について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第12陳情第1号拾町・重光地区の排水対策に伴う農業用水路改修の陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設

常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る9月12日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました陳情第1号について、審査の結果をご報告申し上げます。拾町・重光地区の排水対策に伴う農業用水路改修の陳情につきましては、梅雨時や集中豪雨時に水路が氾濫し、被害が出ております。この解決策として、何らかの対策が必要であると思われまます。しかし、地元の皆さんの期待に応えられるような方法をすぐに決定することは難しいことであり、最少の経費で最大の効果が上げられるよう検討が必要であります。よって、陳情第1号については、趣旨採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

陳情第1号の採決を行います。陳情第1号に対する委員長の報告は趣旨採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって請願第1号拾町・重光地区の排水対策に伴う農業用水路改修の陳情については、趣旨採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第13 陳情第2号 道路特定財源の確保等に関する意見書採択のお願いについて (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第13陳情第2号道路特定財源の確保等に関する意見書採択のお願いについてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る9月12日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました陳情第2号について、審査の結果をご報告申し上げます。現在、18年度の予算について論議がスタートした中で、道路特定財源が余剰し、一般財源化も含めた見直し論が報道されています。しかし、道路特定財源は道路整備のための目的税であり、財源基盤の弱い市町村においては、特定財源の使途見直しにより事業の縮小や整備進捗の遅れなど大きな影響が懸念されます。本町においては、国道33号線、379号線、380号線の整備について、協議会や期成同盟会で県や国に早期整備について陳情等を行っているところであります。全国に比べ地方の道路整備は立ち遅れており、今後とも道路特定財源の有効活用を訴え、道路整備を推進していくよう求めていくことが重要であると考えます。よって、陳情第2号については、採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

陳情第2号の採決を行います。陳情第2号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって陳情第2号道路特定財源の確保等に関する意見書採択のお願いについては、採択とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第14 発議第7号 町長の専決処分事項の指定廃止について

(趣旨説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第14発議第7号町長の専決処分事項の指定廃止についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。政岡洋三郎君。

○2番（政岡洋三郎） 発議についてご説明申し上げます。発議第7号町長の専決処分事項の指定廃止について。地方自治法第180条第1項の規定による、町長において専決処分することができる事項の指定についてはこれを廃止する。平成17年9月16日提出。提出者、砥部町議会議員政岡洋三郎。賛成者、砥部町議会議員西岡章一。同上土居美智子。提案理由、市町村等で構成する一部事務組合における地方公共団体の数の増減、組合規約の変更又は組合からの組織の脱退に伴う財産処分については、議会の議決が必要とされ、市町村合併に伴い、同様議案が多数提出されると予測されたため、それらの事件については、町議会の委任により町長が専決処分できるよう指定を行なっていましたが、市町村合併も一段落し、また、指定していた一部事務組合の名称変更もあり、今後同様の議案はないことから指定を取り消すよう提案するものです。以上。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

発議第7号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって発議第7号町長の専決処分事項の指定廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第 15 発議第 8 号 町長の専決処分事項の指定について  
(趣旨説明、質疑、討論、採決)

○議長(田室博志) 日程第 15 発議第 8 号町長の専決処分事項の指定についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。中村茂君。

○5番(中村茂) 発議第 8 号町長の専決処分事項の指定について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することができる事項の指定について、砥部町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。平成 17 年 9 月 16 日提出。提出者、砥部町議会議員中村茂。賛成者、砥部町議会議員、西村良彰。同上井上洋一。提案理由、町が管理する道路等公の施設の管理、又は公用車を利用した交通事故等で損害賠償責任が生じた場合の訴訟の提起、和解、調停及び仲裁に関する事、又は損害賠償額の決定に関する事は、議会の議決を要するが、軽易な事件については、時間を置かずに迅速な解決を図る必要があるため、町議会の議決がなくても町議会の委任により、町長が専決処分できるよう提案するものです。地方自治法第 180 条第 1 項に基づく砥部町長専決処分事項。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。1、目的物の価格が 100 万円未満(交通事故に係るものは、自動車損害賠償保障法により支払われる保険金額、及び財団法人全国自治協会から支払われる町村有自動車損害共済金額の範囲内)の訴えの提起、和解及び調停に関する事。2、1 件 100 万円未満(交通事故に係るものは、自動車損害賠償保障法により支払われる保険金額及び財団法人全国自治協会から支払われる町村有自動車損害共済金額の範囲内)の法律上町の義務に属する損害賠償の額を定める事。以上です。

○議長(田室博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(田室博志) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(田室博志) 討論なしと認めます。

発議第 8 号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。よって発議第 8 号町長の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 16 発議第 9 号 道路特定財源の確保等に関する意見書提出について  
(趣旨説明、質疑、討論、採決)

○議長(田室博志) 日程第 16 発議第 9 号道路特定財源の確保等に関する意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 発議第9号道路特定財源の確保等に関する意見書提出について。上記の議案を別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成17年9月16日提出。砥部町議会議長田室博志殿。提出者、砥部町議会議員三谷喜好。賛成者、砥部町議会議員玉井啓補。同上西村良彰。提案理由、道路特定財源の使途見直し、道路公団の民営化等、道路を取り巻く環境は厳しい状況にあり、特に道路特定財源の一般財源化を含めた見直し論が現在論議されているところであるが、全国に比べ道路整備の立ち遅れている地方にとっては、今後とも地方の現状と特定財源の有効活用を訴え、道路整備を着実に推進していくよう求めていく事が重要であるため、道路特定財源の確保を要望する意見書を提出する。道路特定財源の確保等に関する意見書。道路は、豊かな国民生活や経済振興のための最も基本的かつ重要な社会資本であるとともに、地域住民の生活を支える基盤であり、道路整備は時代の要請を踏まえて着実に推進されなければならない。その趣旨のもと、道路特定財源制度は、受益者負担・原因者負担の考え方にに基づき、道路の主たる利用者である自動車利用者が、道路の整備費を負担するものであり、極めて重要な役割を有している。特に、人やモノの移動のほとんどを自動車交通に依存している当町にとって、道路は地域の産業・経済活動や通勤、通学などの日常生活を支える最も基礎的な社会資本であり、安心して暮らせる地域社会の実現に不可欠なものであることから、道路特定財源の使途見直しによってその支障が顕著に表れ、地域の活性化等の取り組みに大きな影響を生じることが懸念される。したがって、政府機関におかれましては、地方における道路整備の重要性を十分認識され、道路特定財源を一般財源化することなく、すべてを道路整備に充当し、整備の遅れた地方への重点配分と地方財政対策を充実されることを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年9月16日。愛媛県伊予郡砥部町議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣、経済財政政策担当大臣。以上。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。  
発議第9号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって発議第9号道路特定財源の確保等に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議員派遣の件について  
(報告、採決)

○議長(田室博志) 日程第 17 議員派遣の件についてを議題とします。おはかりします。議員派遣の件については、砥部町議会会議規則第 119 条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、派遣することに決定しました。

おはかりします。総務文教常任委員長から、所管事項の調査研究について、閉会中の委員会研修の申し出がありました。委員会研修について、説明を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(玉井啓補) 総務文教常任委員会の研修日程が決まりましたのでご報告申し上げます。住民主体のまちづくり等について調査研究のため、9月26日から9月28日の間、北海道ニセコ町で委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしくお願いいたします。

○議長(田室博志) 総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中に委員会研修を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の委員会研修を実施することに決定しました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。

○町長(中村剛志) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には終始熱心にご審議をいただき、全議案をご議決・ご承認いただきましたことに心から感謝を申し上げます。会期中、議員の皆様からご指摘やご指導をいただいたことに対しまして、またご提案をいただきましたことに改めてお礼を申し上げ、そして誠実に対応をしてみたいと思っております。今後も厳しい財政状況が続きますが、この荒波を乗り切ってこそ、本当の意味での小さくともキラリと光る町づくりになると思います。一層知恵を出し、工夫をしながら町政運営に邁進してまいります。議員の皆様のご指導、ご支援をお願いいたします。これから実りの秋、収穫の秋へと向かいますが、まだまだ日中は残暑を感じます。



議員の皆様には、くれぐれもお体ご自愛の上、町政進展、地域発展にご尽力・ご活躍を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（田室博志） 以上をもって、平成17年第3回砥部町議会定例会を閉会します。

午後 2時22分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員